

大和高田市  
障害者福祉基本計画  
第6期障害福祉計画  
第2期障害児福祉計画

令和3（2021）年3月

大和高田市



大和高田市  
障害者福祉基本計画・  
第6期障害福祉計画・  
第2期障害児福祉計画



## ごあいさつ

本市では、平成 26 年度に「大和高田市障害者福祉基本計画」を策定し、「障害のある人もない人も、ともに理解し合い、安心・快適な生活を送ることができるまちづくり」を基本理念として、障害のある方をはじめ、すべての方が安全に、安心して地域で暮らせる「共生社会」の実現を目指してきました。

計画策定から 7 年を経て、国においても、「障害者差別解消法」、「成年後見制度利用促進法」、「発達障害者支援法の改正法」の施行や、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正等がなされ、障害者福祉において市町村が担う役割もますます大きくなっており  
ます。



同時に、本市においても少子高齢化や単身世帯の増加が進んでおります。それに伴い、障害があると同時に高齢者でもあるなど、障害のある方を取り巻く困難さは多様化し複層化していると理解しております。

こうした福祉課題に対応できるように、本市では各分野の福祉計画の上位計画として「地域福祉計画」を令和 3 年度から施行します。この計画では、【助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして～いつまでも住み続けられるまち 大和高田～】を理念に掲げております。

この理念の実現のためには、誰もがお互いを尊重し、支え合うことが必要です。こうした趣旨で、本計画の基本理念を「ともに認め合い、助け合い、支え合う 誰もがいきいきと暮らせるまち 大和高田」と定めております。

誰もが、地域社会の中で、助け合い、支え合うことが出来るように、市内の部署間の連携強化はもとより、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関等の地域ネットワークの強化を図ります。そうして、地域社会が一体となって、障害のある方の福祉の向上を図り、「誰もがいきいきと暮らせるまち」を実現したいと考えております。本計画の推進にあたり、市民の皆様のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました意見交換会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民、諸団体の皆様、関係各位に心より厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

大和高田市長 堀 内 大 造

# 目次

第1章 はじめに .....	1
1. 計画策定の背景・趣旨 .....	2
2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き .....	3
3. 計画の位置づけ .....	5
4. 計画の期間 .....	6
5. 障害のある人の定義 .....	6
第2章 障害のある人を取り巻く状況 .....	7
1. 人口の推移 .....	8
2. 障害者手帳所持者数の状況 .....	9
3. 身体障害者手帳所持者の状況 .....	9
4. 療育手帳所持者の状況 .....	11
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 .....	12
6. 障害児の就学状況 .....	13
7. 調査結果について .....	14
8. 団体調査結果について .....	26
第3章 基本計画 .....	29
1. 基本理念 .....	30
2. 基本目標 .....	31
3. 施策の体系 .....	33
4. 施策の展開 .....	34
基本目標1 理解、交流の促進 .....	34
基本目標2 日々の暮らしの基盤づくり .....	37
基本目標3 保健、医療の充実 .....	41
基本目標4 雇用、就労の促進 .....	44
基本目標5 教育、療育の促進 .....	46
基本目標6 生活環境の整備 .....	48
基本目標7 社会参加の促進 .....	51
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画について .....	53
1. 国の「基本指針」 .....	54
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系 .....	56
3. サービス利用者の状況 .....	57
第5章 基本指針に基づく目標値 .....	59
1. 成果目標について .....	60
2. 成果目標に対する目標値 .....	61
第6章 障害福祉サービスの見込みと確保策 .....	65
1. 訪問系サービス .....	66

2. 日中活動系サービス .....	68
3. 居住系サービス .....	70
4. 相談支援 .....	71
5. 発達障害児者等に対する支援 .....	72
6. 精神障害に対する支援体制 .....	74
7. 相談支援体制の充実・強化のための取組 .....	77
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 .....	78
9. 地域生活支援事業 .....	80
第7章 障害児支援の見込みと確保策 .....	91
1. 障害児通所支援、障害児相談支援等 .....	92
2. 子ども・子育て支援 .....	94
第8章 計画の推進のために .....	95
1. 計画の推進体制 .....	96
2. 計画の評価・検証 .....	96
参考資料 .....	97
1. 大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会設置要綱 .....	98
2. 大和高田市障害者計画策定委員名簿 .....	100
3. 策定の経緯 .....	101





# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成 18（2006）年 12 月 13 日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成 26（2014）年に条約に批准し、その後も国により引き続き障害福祉向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

本市では、平成 26（2014）年 3 月に「大和高田市障害者福祉基本計画」、平成 30（2018）年 3 月に「大和高田市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、様々な障害者施策を展開してきました。

上記計画の「大和高田市障害者福祉基本計画」および「第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」について計画期間が令和 2（2020）年度で終了することから、本市の障害福祉施策のさらなる推進と充実を標榜するとともに、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。

障害の重度化や重複化、障害者や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和 3（2021）年度を初年度とする「大和高田市障害者福祉基本計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

我が国の障害福祉制度は、平成 15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障害者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成 25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。また、平成 24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、障害者の権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28（2016）年には「発達障害者支援法」の改正法施行により、発達障害者の支援の一層の充実が掲げられました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」施行、直近では令和 2 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正法施行等、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

## 《障害者支援や障害福祉をめぐる動き》

年	内容
平成18 (2006) 年	障害者自立支援法の施行 (平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者権利条約を採択
平成19 (2007) 年	障害者権利条約に署名 (平成19年9月28日)
平成21 (2009) 年	障害者制度改革推進会議
平成23 (2011) 年	改正障害者基本法の施行 (平成23年8月5日)
平成24 (2012) 年	改正児童福祉法の施行 (平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行 (平成24年10月1日)
平成25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 (平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行 (平成25年4月1日)
平成26 (2014) 年	障害者権利条約の批准 (平成26年1月20日)
平成27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日) 成年後見制度利用促進法施行 (平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行 (平成28年8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日) 障害者基本計画 (第4次計画)
令和元 (2019) 年	読書バリアフリー法施行 (令和元年6月28日)
令和2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日)

### 3. 計画の位置づけ

#### ○ 障害者福祉基本計画【6か年計画】

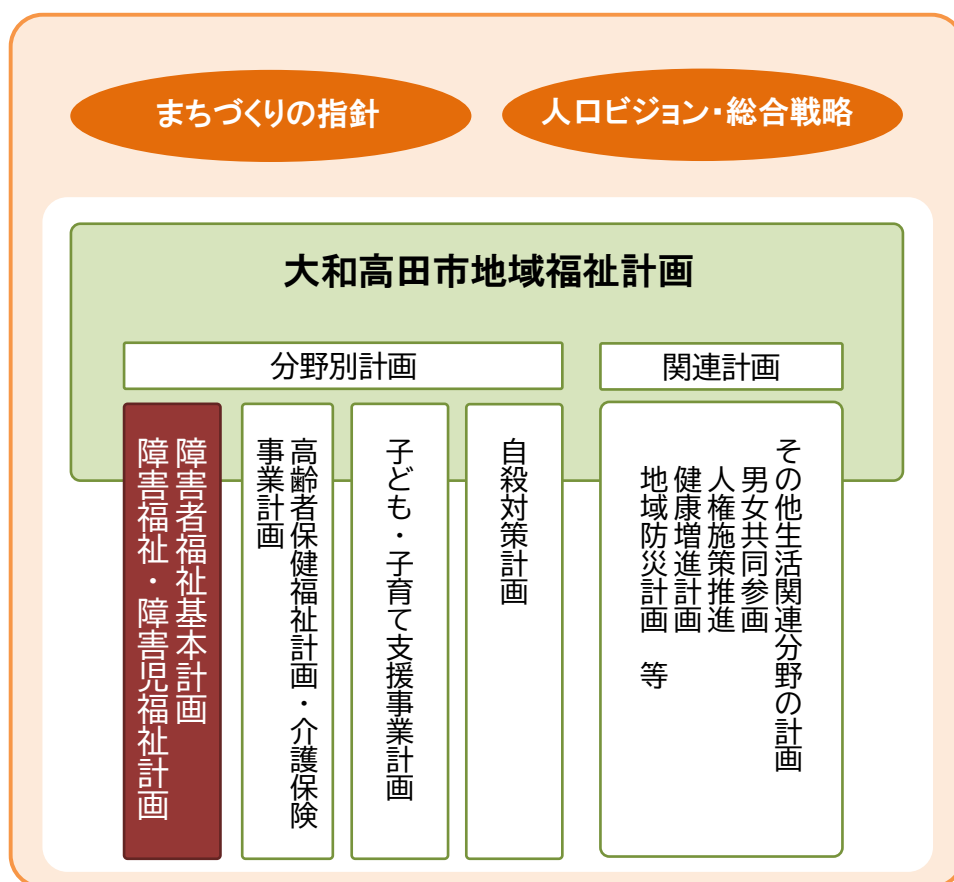
本市で言う「障害者福祉基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針等を定める計画です。

#### ○ 障害福祉計画【3か年計画】

本市で言う「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

#### ○ 障害児福祉計画【3か年計画】

本市で言う「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



## 4. 計画の期間

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
<b>障害者福祉基本計画（6年間）</b>					
<b>第6期障害福祉計画（3年間）</b>			<b>第7期障害福祉計画</b>		
<b>第2期障害児福祉計画（3年間）</b>			<b>第3期障害児福祉計画</b>		

## 5. 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

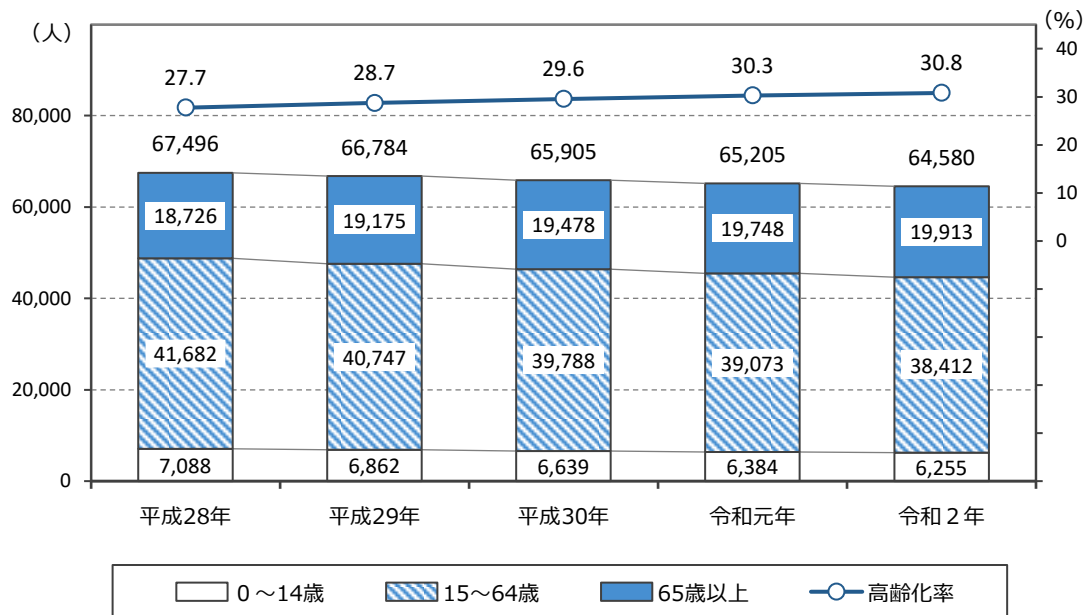
障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

## 第2章 障害のある人を取り巻く状況

# 1. 人口の推移

市の総人口は減少で推移していますが、高齢者（65歳以上）の人口は増加で推移しています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆



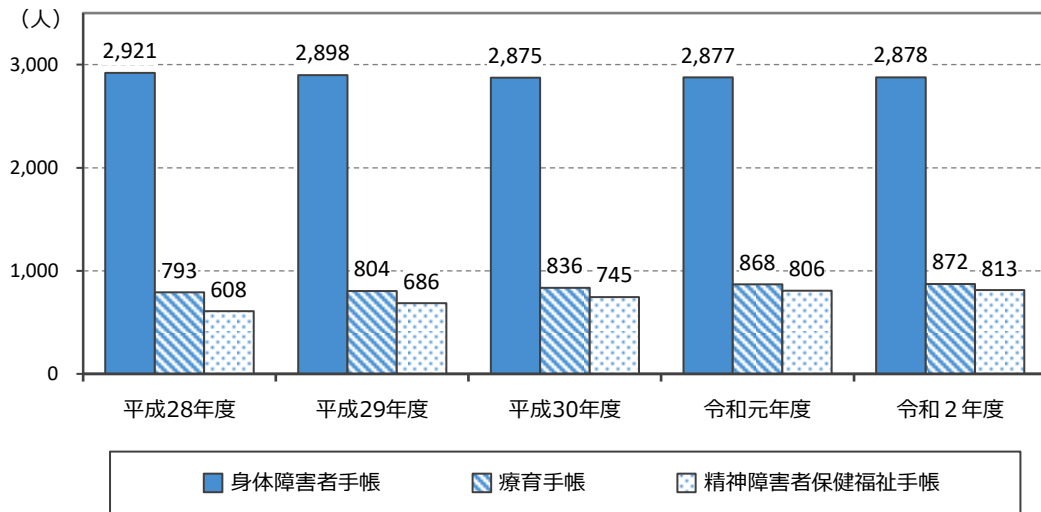
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



## 2. 障害者手帳所持者数の状況

各手帳数の推移について、身体障害者手帳は減少から横ばいで推移していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加で推移しています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆

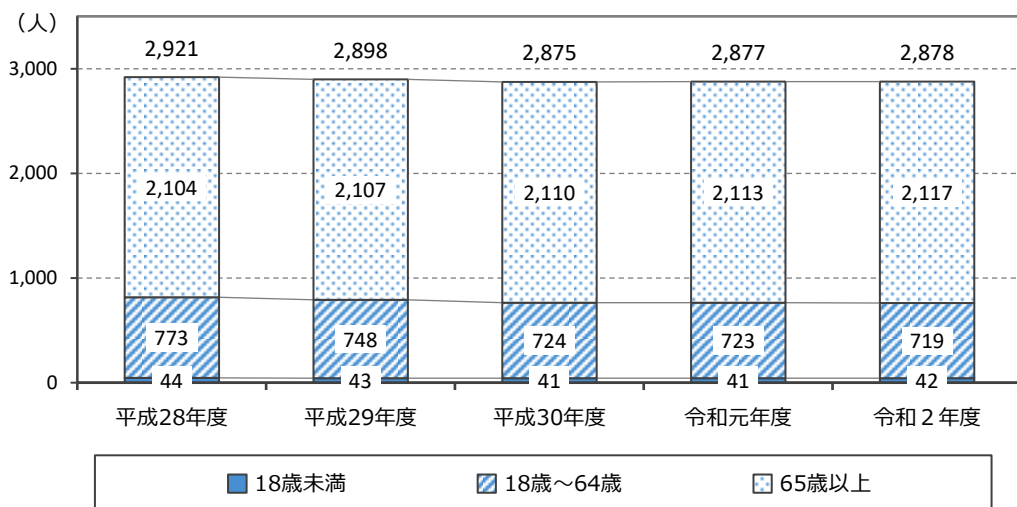


資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

## 3. 身体障害者手帳所持者の状況

### (1) 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

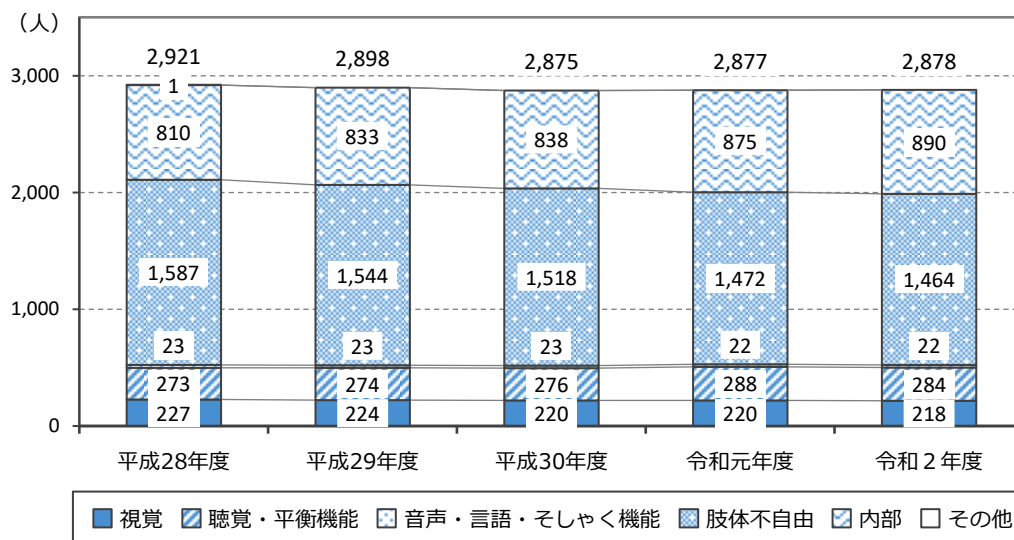
高齢者（65歳以上）が全体の約4分の3を占めており、18歳未満はわずかとなっています。



資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

## (2) 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

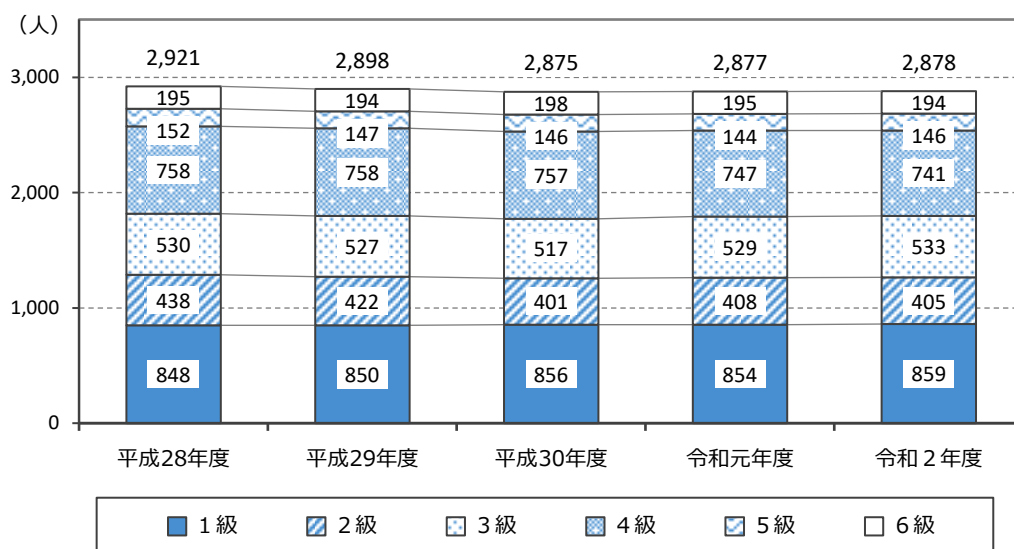
障害部位別の推移を見ると、「内部」は増加傾向にあり「肢体不自由」は減少傾向にありますが、その他は概ね横ばいで推移しています。



資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

## (3) 障害程度でみる身体障害者手帳所持者数

障害程度の推移を見ると、「1級」が増加傾向、「2級」と「4級」は減少傾向にあります。その他は概ね横ばいで推移しています。

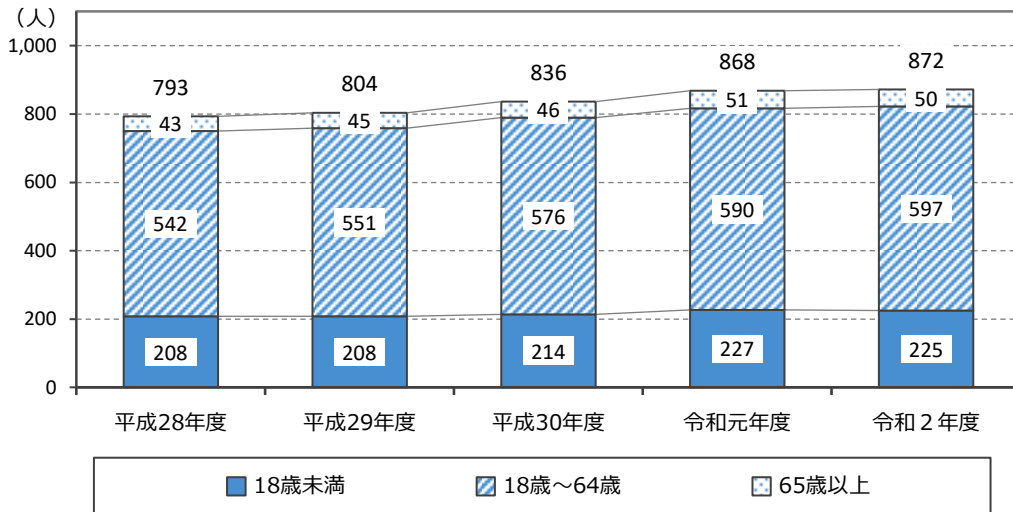


資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

## 4. 療育手帳所持者の状況

### (1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

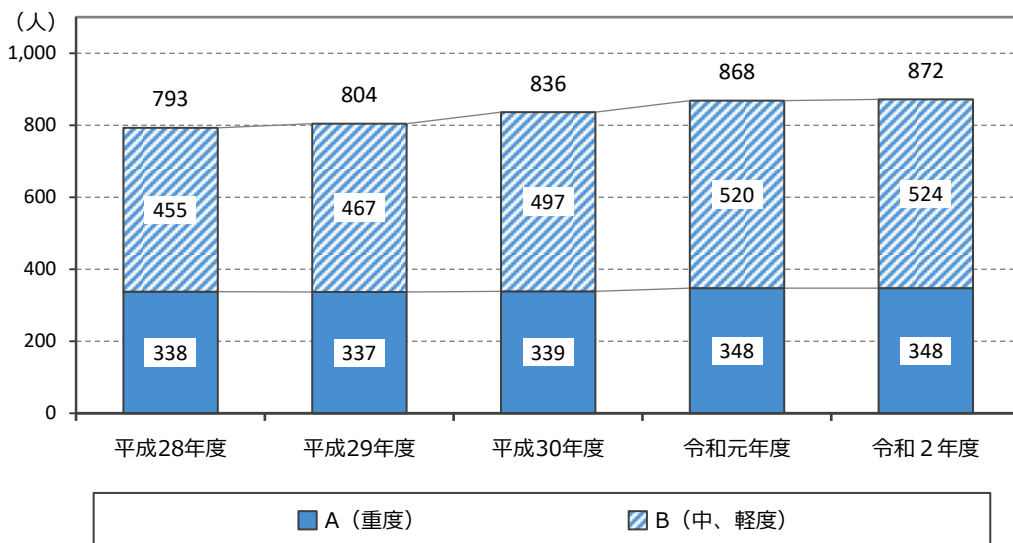
18～64歳の割合が全体の約7割を占めていますが、18歳未満も約4分の1を占めているため、早期発見・早期療育に努める必要があります。



資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

### (2) 障害程度でみる療育手帳所持者数

障害程度別の推移を見ると、いずれの判定も増加しています。

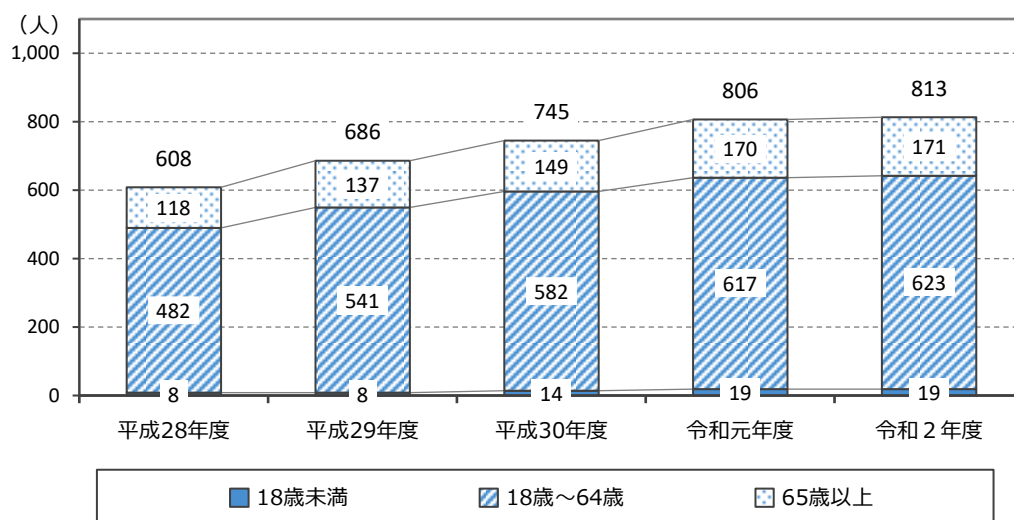


資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

## 5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### (1) 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

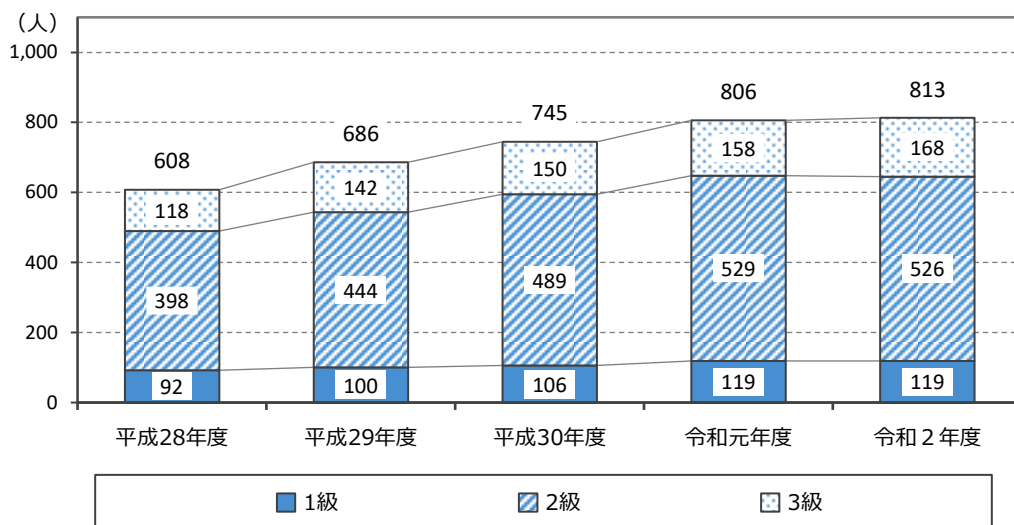
いずれの年齢層も増加で推移していますが18歳以上の増加が顕著になっています。



資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

### (2) 障害程度でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

いずれの障害程度も増加で推移しています。



資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和2年度のみ6月30日現在）

## 6. 障害児の就学状況

特別支援学校への就学状況は、小学部が16人、中学部が16人となっています。また、特別支援学級は小学校43学級で167人、中学校12学級で63人となっています。

### ■特別支援学校への就学状況

	小学部	中学部
特別支援学校への就学状況	16人	16人

令和2年5月1日現在

### ■特別支援学級への入級状況

		小学校	中学校	計
特別支援学級	学級数	43学級	12学級	55学級
	児童・生徒数	167人	63人	230人

令和2年5月1日現在

## 7. 調査結果について

本計画策定の基礎資料とするため、障害のある人およびその家族等に調査を実施しました。

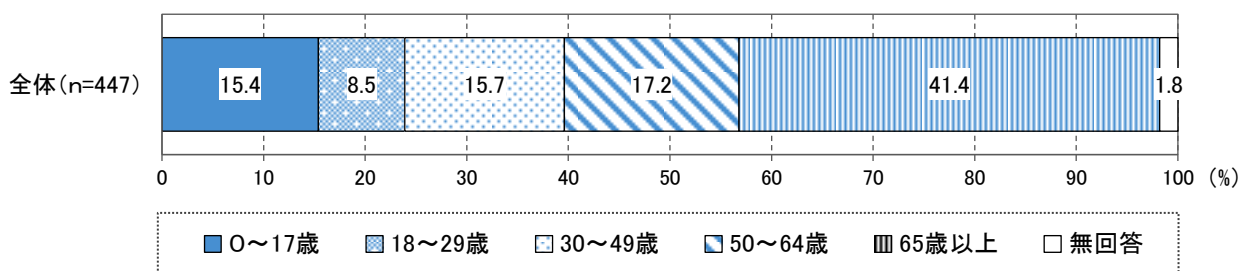
- 調査対象 障害のある人およびその家族等
- 調査対象者数 1,000人（無作為抽出）
- 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- 調査期間 令和2年7月1日～7月14日

調査対象者数（配布数）	1,000票
回収数	447票
回収率	44.7%

### （1）年齢・家族構成等

#### ① 年齢

年齢は、「65歳以上」が41.4%と最も高く、次いで、「50～64歳」（17.2%）、「30～49歳」（15.7%）の順となっています。



#### ② 介助者

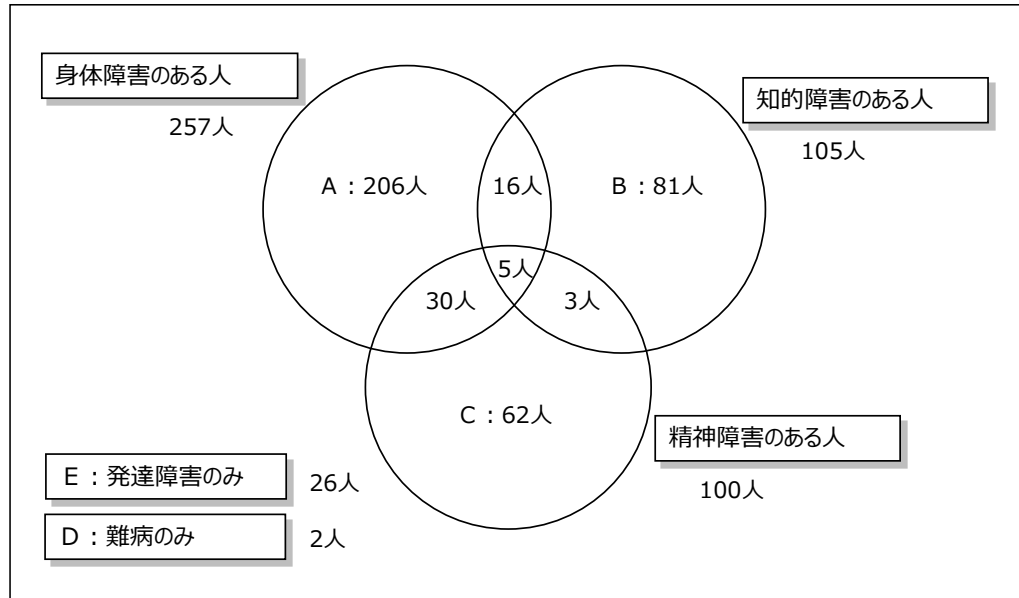
介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が42.9%と最も高く、次いで、「ホームヘルパーや施設の職員」（25.6%）、「配偶者（夫または妻）」（22.6%）の順となっています。

(2) 障害の状況について

① 調査対象者のプロフィール

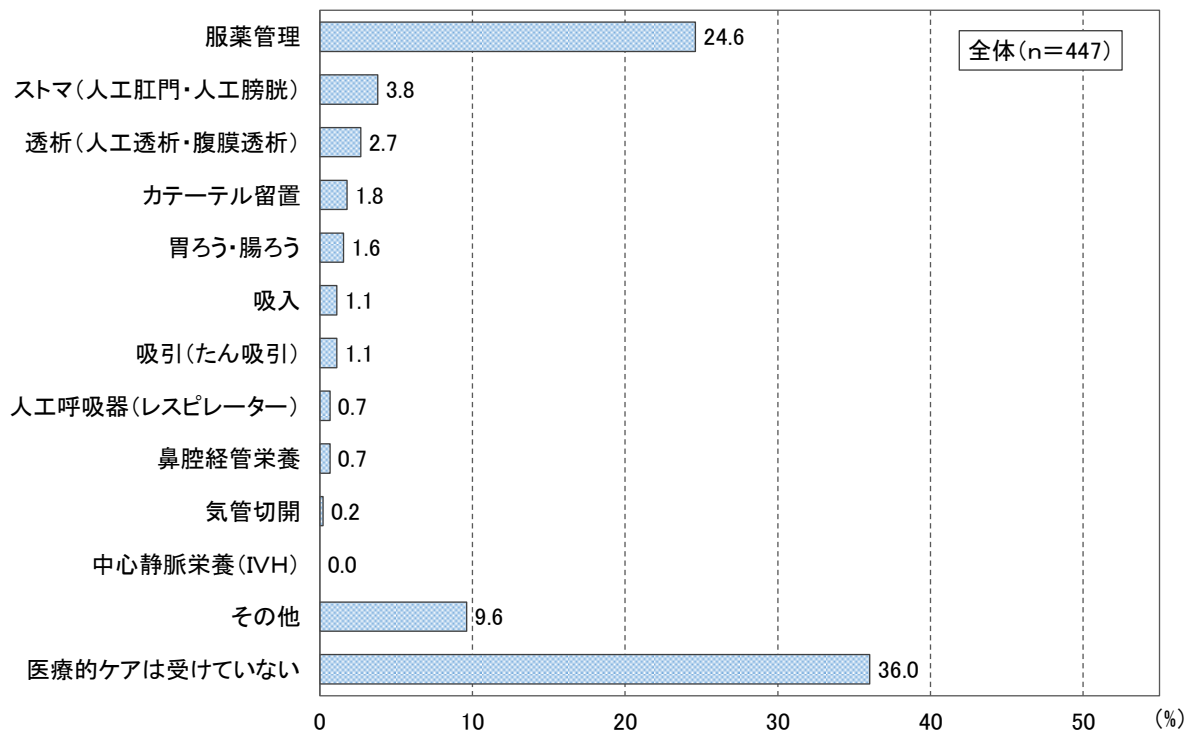
447人のうち、身体障害のある人が257人、知的障害のある人が105人、精神障害のある人が100人、また、重複障害のある人が54人となっています。

また、難病のみは2人、発達障害のみは26人となっています。



② 現在受けている医療ケア

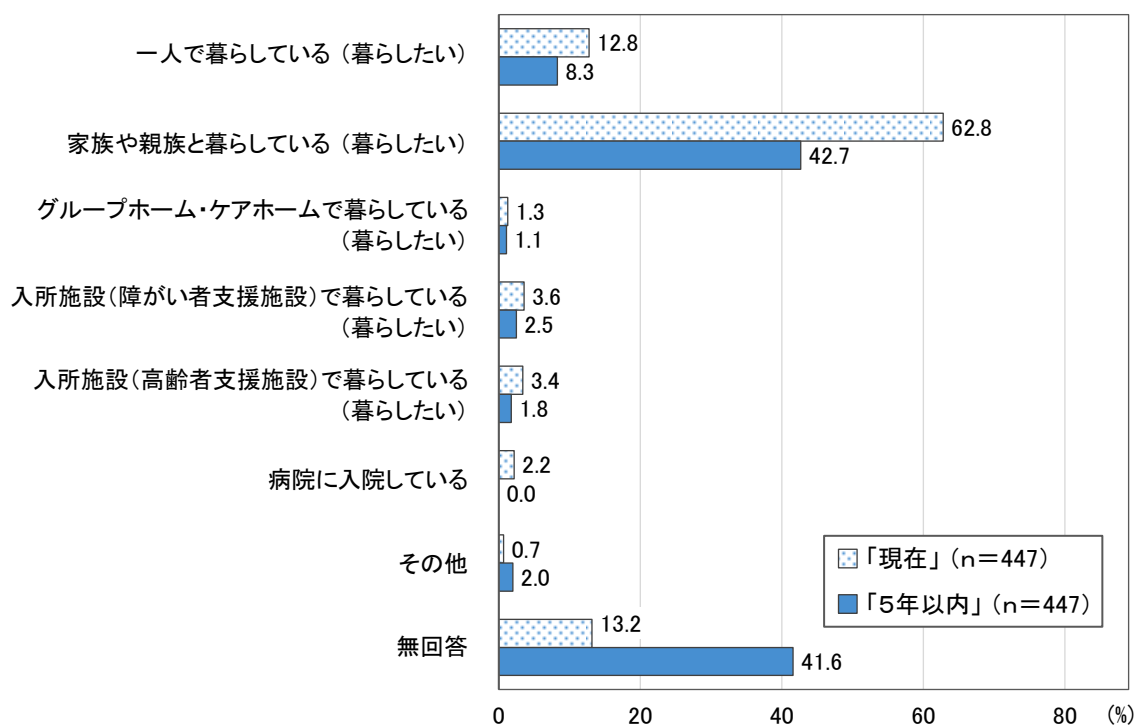
現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が24.6%と最も高く、次いで、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」（3.8%）、「透析（人工透析・腹膜透析）」（2.7%）の順となっています。



### (3) 住まいや暮らしについて

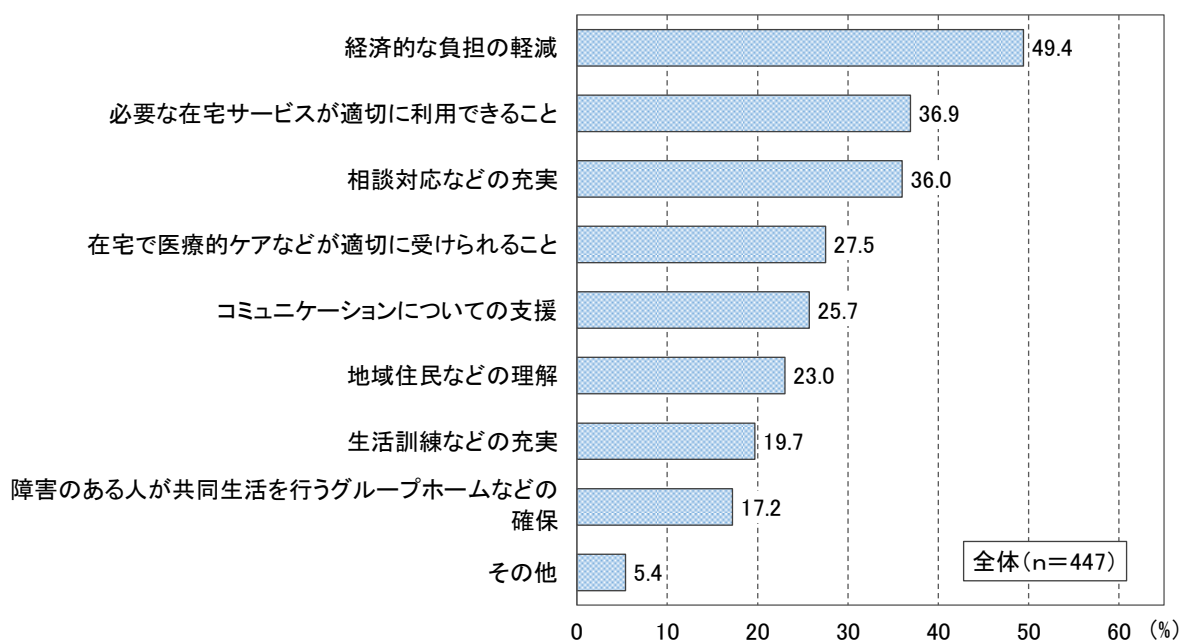
#### ① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が最も高くなっています。



#### ② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が49.4%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(36.9%)、「相談対応などの充実」(36.0%)の順となっています。





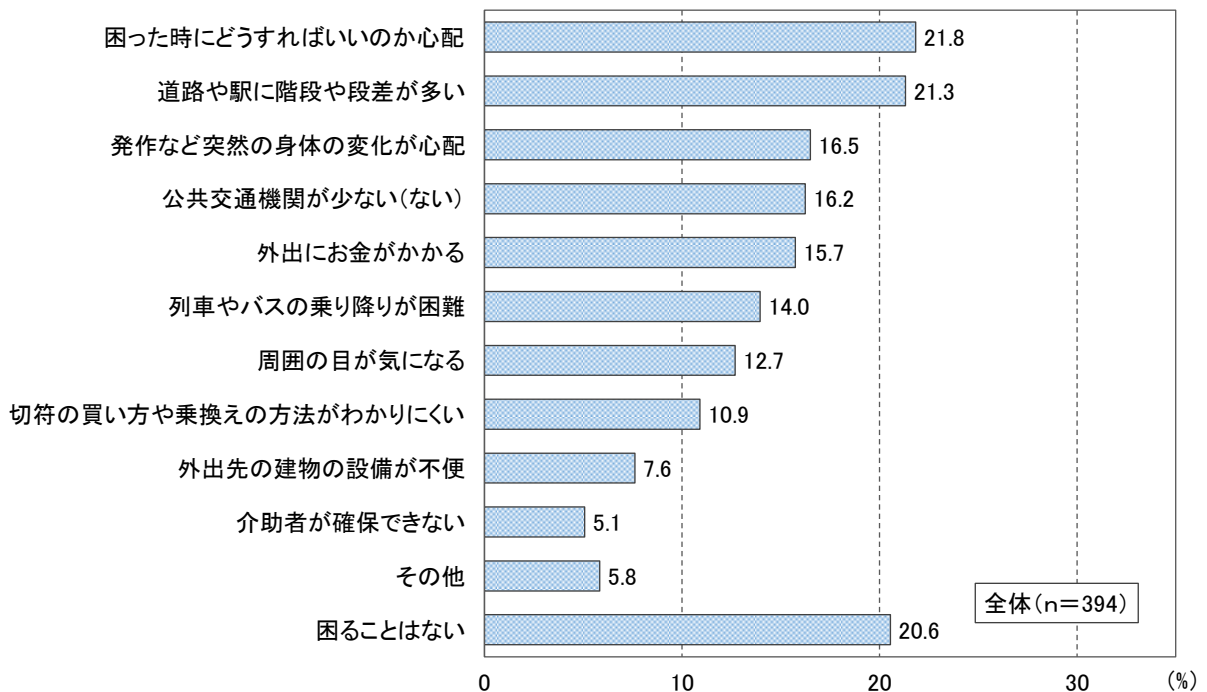
## ◆ (3) のポイント

- ・暮らしの場所について、現在はひとり暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内という先のことになると無回答の割合が高くなっており、今後のことについて想定しきれない方の割合が高くなっています。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的支援、在宅サービスの充実、相談対応が挙げられています。引き続き、障害のある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

## (4) 日中活動や就労について

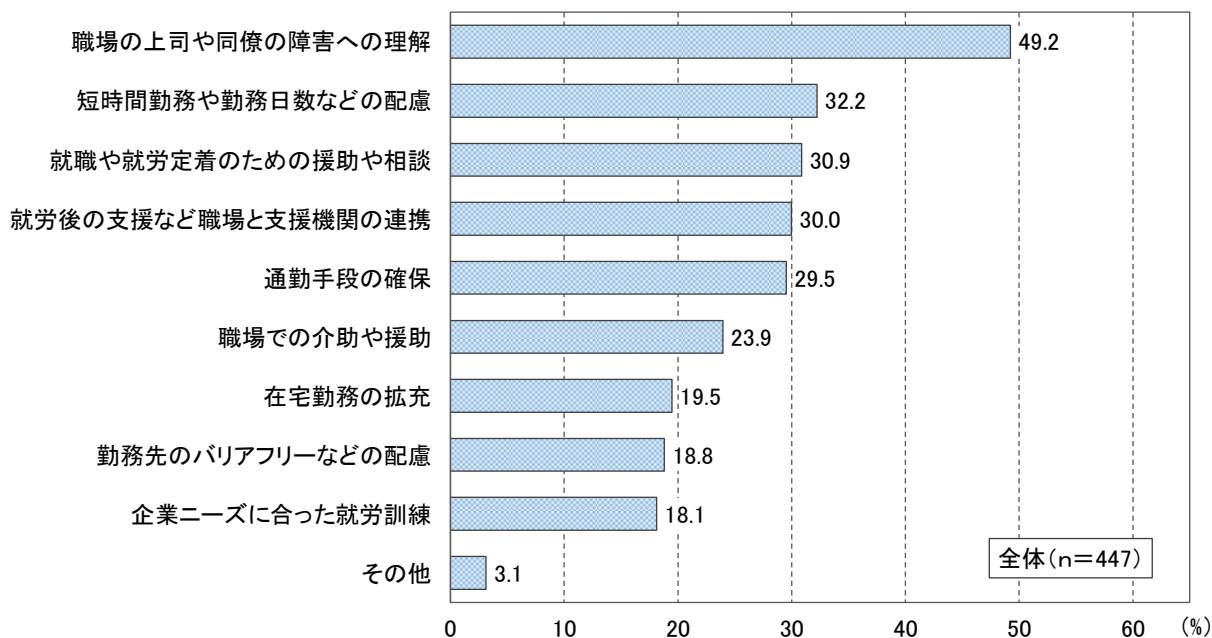
## ① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「困った時にどうすればいいの心配」が21.8%と最も高く、次いで、「道路や駅に階段や段差が多い」(21.3%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(16.5%)の順となっています。



## ② 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障害への理解」が49.2%と最も高く、次いで、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(32.2%)、「就職や就労定着のための援助や相談」(30.9%)の順となっています。



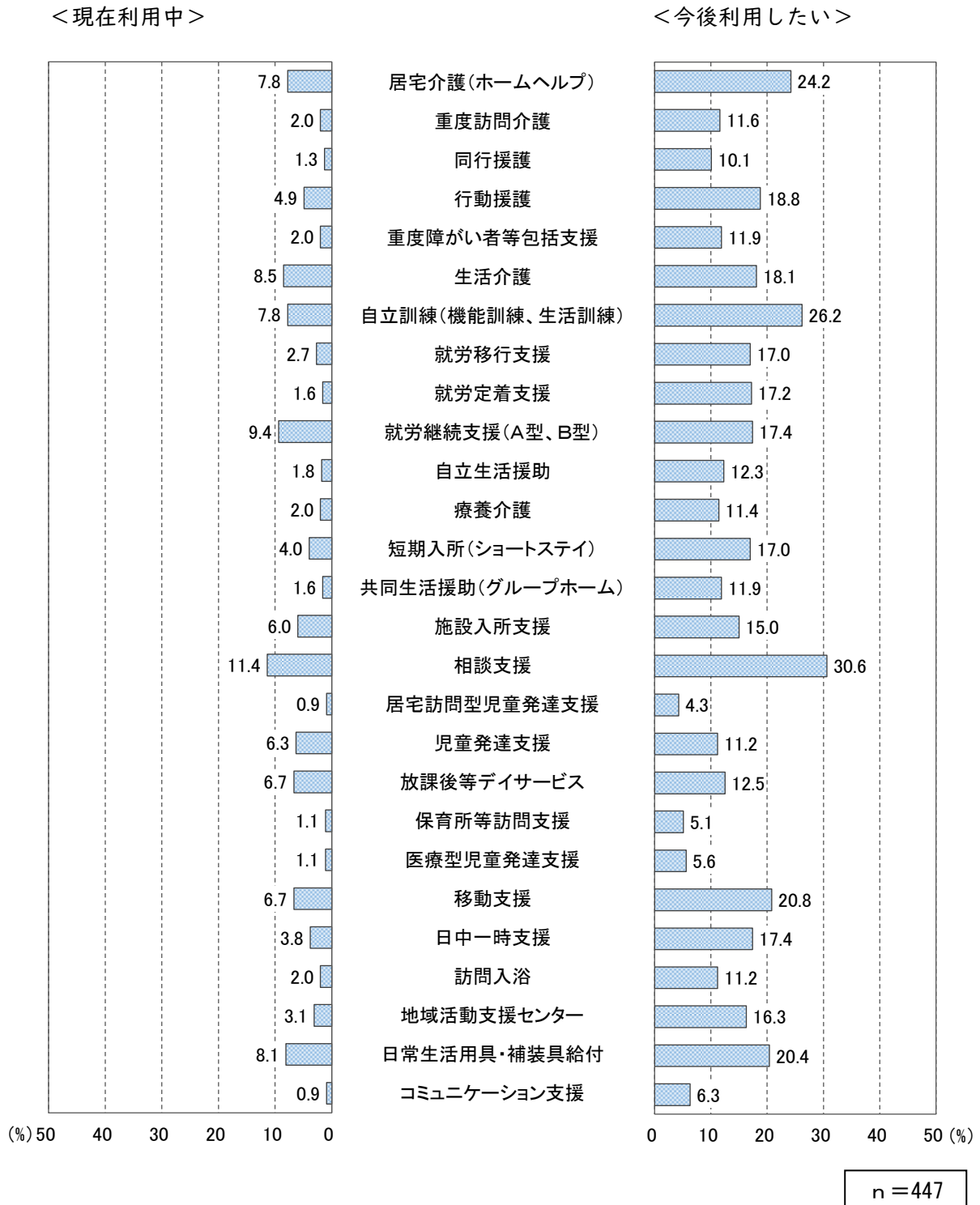
## ◆ (4) のポイント

- ・外出したとき困ることについて、道路や駅に階段や段差が多いことや列車やバスの乗り降りが困難である割合が高くなっています。障害のある人が地域の中で生活するため、道路や公共施設等のバリアフリー化について推進する必要があります。
- ・就労支援として必要なことについて、職場の理解、勤務への配慮、就労定着や継続に向けた支援等の割合が高くなっています。障害のある人への正しい理解と環境整備を進め、障害のある人も個性を生かした就労ができるように努める必要があります。

(5) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中のサービスについては、「相談支援」が11.4%と最も高く、次いで、「就労継続支援（A型、B型）」（9.4%）、「生活介護」（8.5%）の順となっています。

また、今後利用したい障害福祉サービスについては、「相談支援」が30.6%と最も高く、次いで、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」（26.2%）、「居宅介護（ホームヘルプ）」（24.2%）の順となっています。



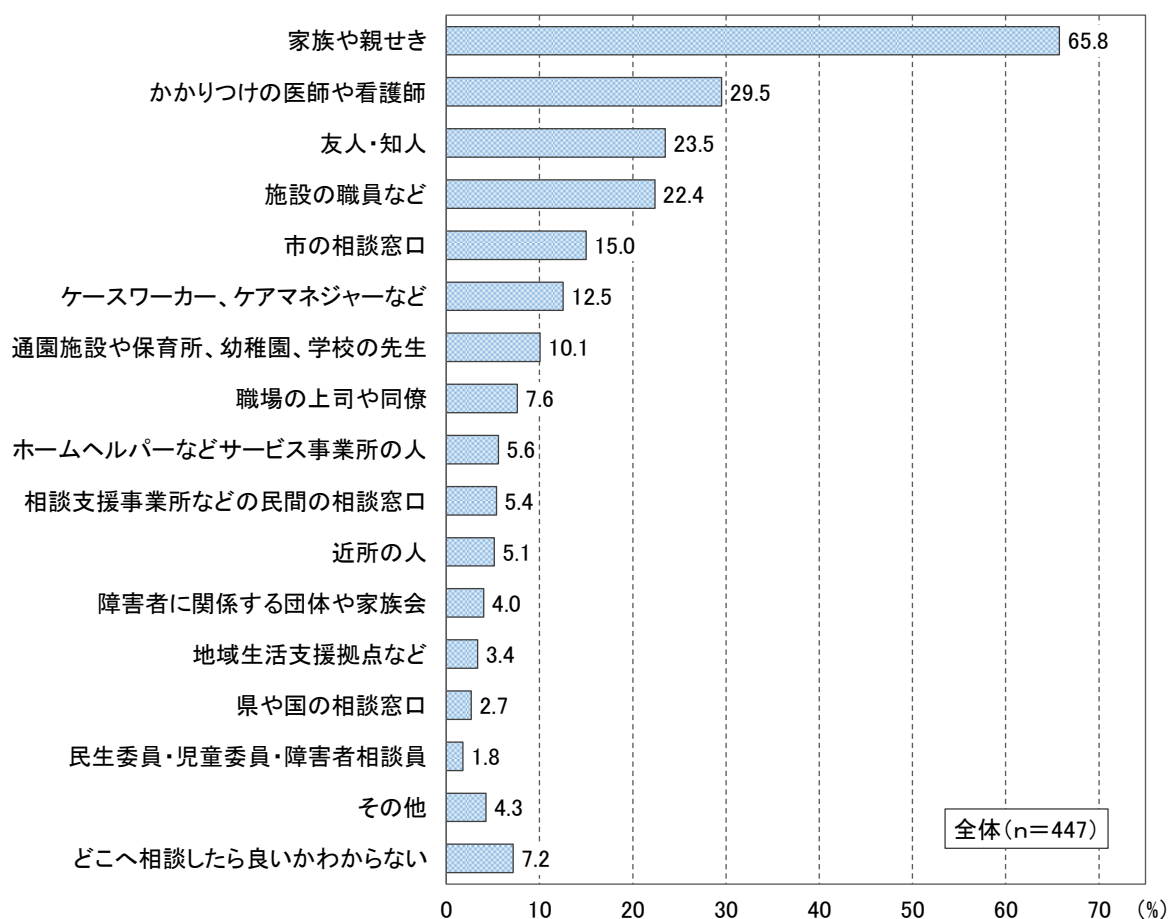
## ◆ (5) のポイント

・現状のサービスの利用状況は高いとは言えない状況ですが、今後利用したいサービスの結果から、利用ニーズはかなり見受けられます。障害のある人が必要なときに必要なサービスを利用できるよう、サービスの量と質の確保が求められます。

## (6) 相談相手や情報の入手について

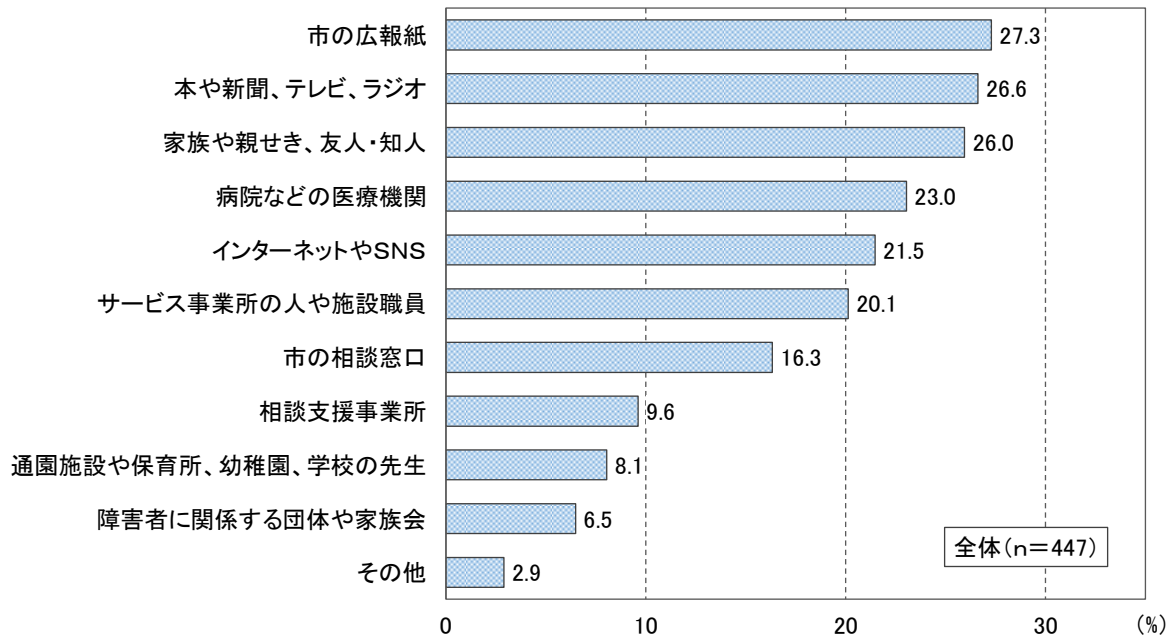
### ① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が65.8%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」(29.5%)、「友人・知人」(23.5%)の順となっています。



## ② 障害や福祉サービス等の情報の入手先

情報の入手先は、「市の広報紙」が27.3%と最も高く、次いで、「本や新聞、テレビ、ラジオ」(26.6%)、「家族や親せき、友人・知人」(26.0%)の順となっています。



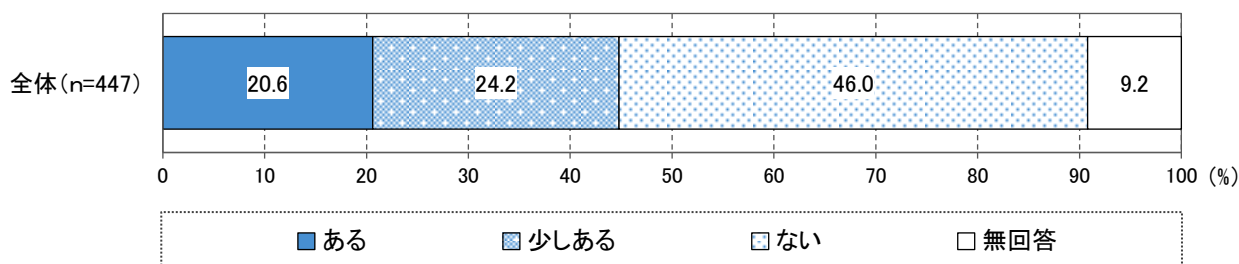
## ◆ (6) のポイント

- ・悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」、「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」の割合が高くなっています。一方、公的機関の相談窓口については「市の相談窓口」が15.0%とそれほど高いとは言えないため、ニーズに対応した相談支援体制と窓口の職員の資質向上に努める必要があります。
- ・障害や福祉サービス等の情報の入手先について、「インターネットやSNS」より「市の広報紙」が高くなっていることから、障害のある人や介護者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な方も多いと推測されます。したがって、ホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける媒体である広報紙等の情報の充実が求められます。また、視覚障害等の方に対する音声による情報発信の充実も必要です。

## (7) 権利擁護について

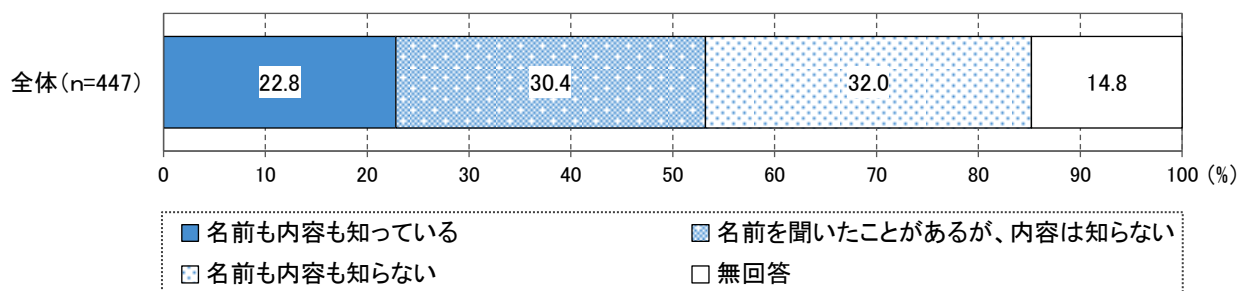
### ① 障害があることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が46.0%と最も高く、次いで、「少しある」(24.2%)、「ある」(20.6%)の順となっています。



### ① 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前も内容も知らない」が32.0%と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(30.4%)、「名前も内容も知っている」(22.8%)の順となっています。



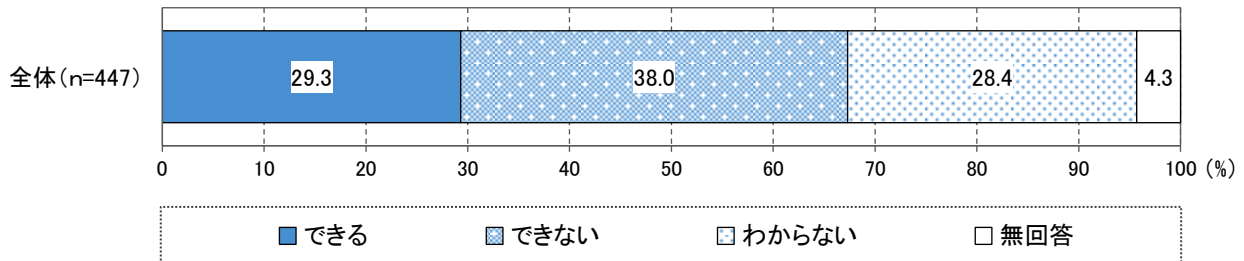
## ◆ (7) のポイント

- ・差別や嫌な思いをした経験について、「ある＋少しある」の割合は44.8%でした。障害による差別や偏見をなくすため、障害に関する正しい理解の普及啓発に努め、市民の意識向上を図る必要があります。
- ・成年後見制度について、「名前も内容も知っている」方は22.8%にとどまっていることから、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

## (8) 災害時の避難等について

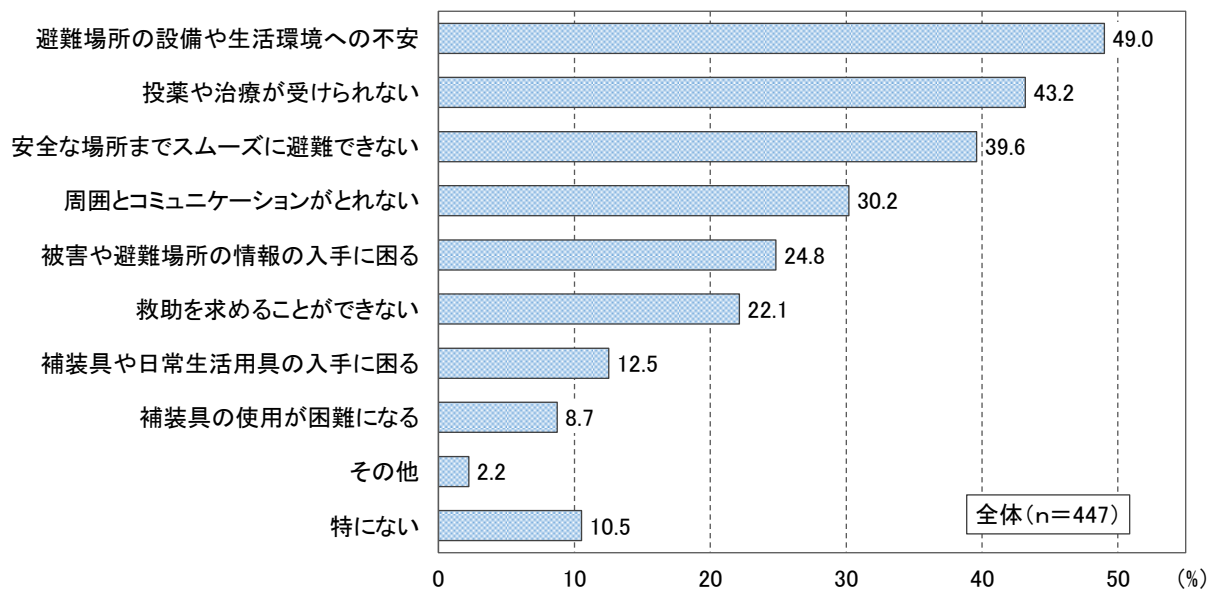
### ① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が29.3%、「できない」が38.0%、「わからない」が28.4%となっています。



### ② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が49.0%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」(43.2%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(39.6%)の順となっています。



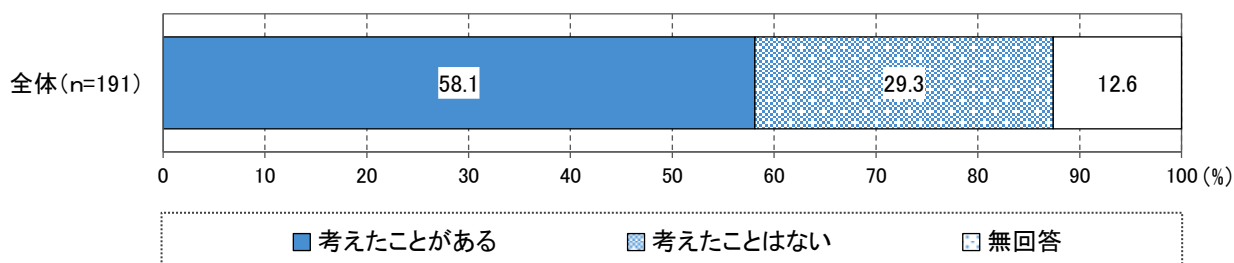
### ◆ (8) のポイント

- ・災害時に一人で避難できるかについて、「できない+わからない」の割合は66.4%となっており、地域における支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個々の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備や環境の不安、医療的ケアに関すること、スムーズに避難できないことが上位に挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や支援体制の確保に努める必要があります。

## (9) 身近な介助者の亡き後について

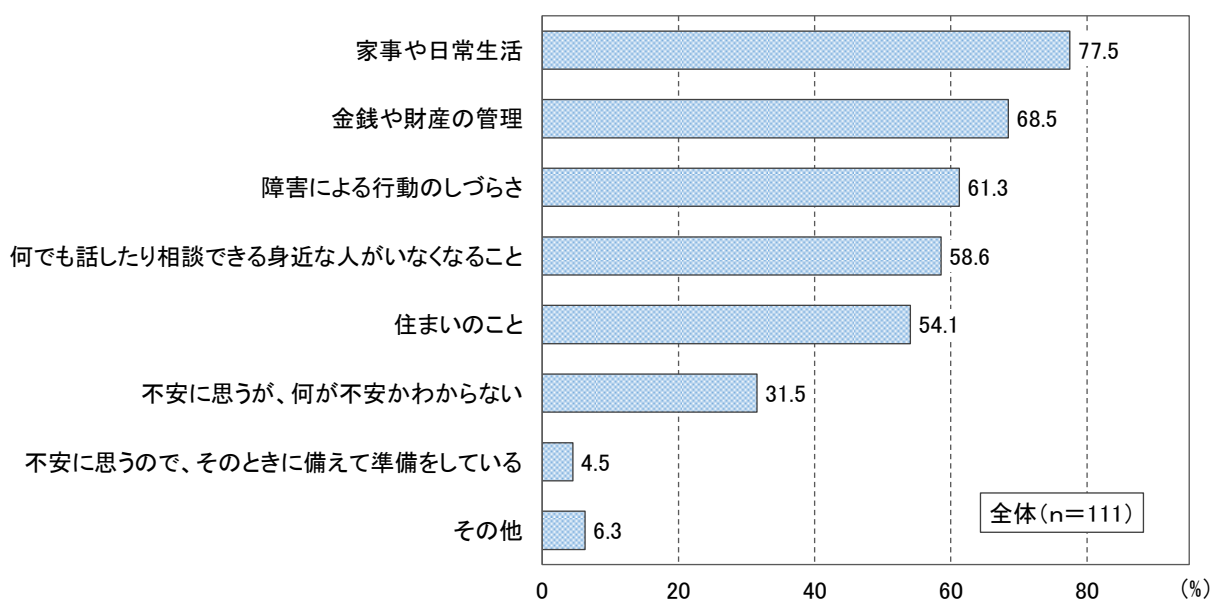
### ① 身近な介助者がいなくなった場合のことを考えたことがあるか

身近な介助者がいなくなった場合について、「考えたことがある」が58.1%、「考えたことはない」が29.3%となっています。



### ② 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が77.5%と最も高く、次いで、「金銭や財産の管理」(68.5%)、「障害による行動のしづらさ」(61.3%)の順となっています。



### ◆ (9) のポイント

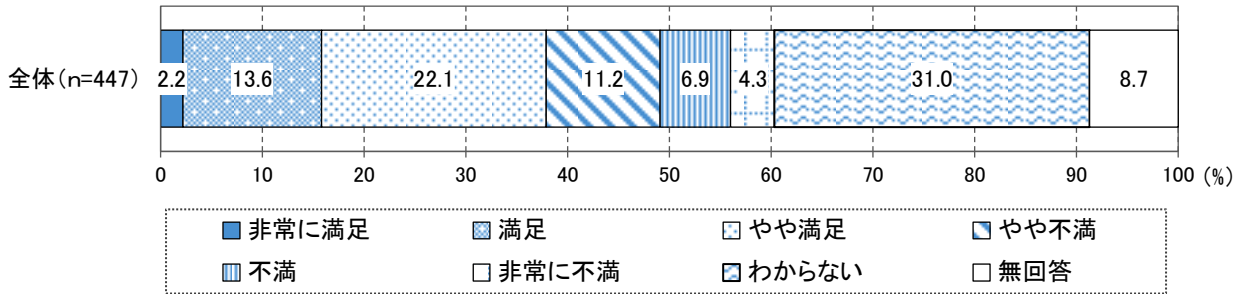
- ・いわゆる「親亡き後」の問題については、先を考えることで当事者の不安を増大させる等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において安心した生活が過ごせる環境づくりと、当事者自身の置かれている状況に応じた自立支援を行っていく必要があります。



(10) 市の施策について

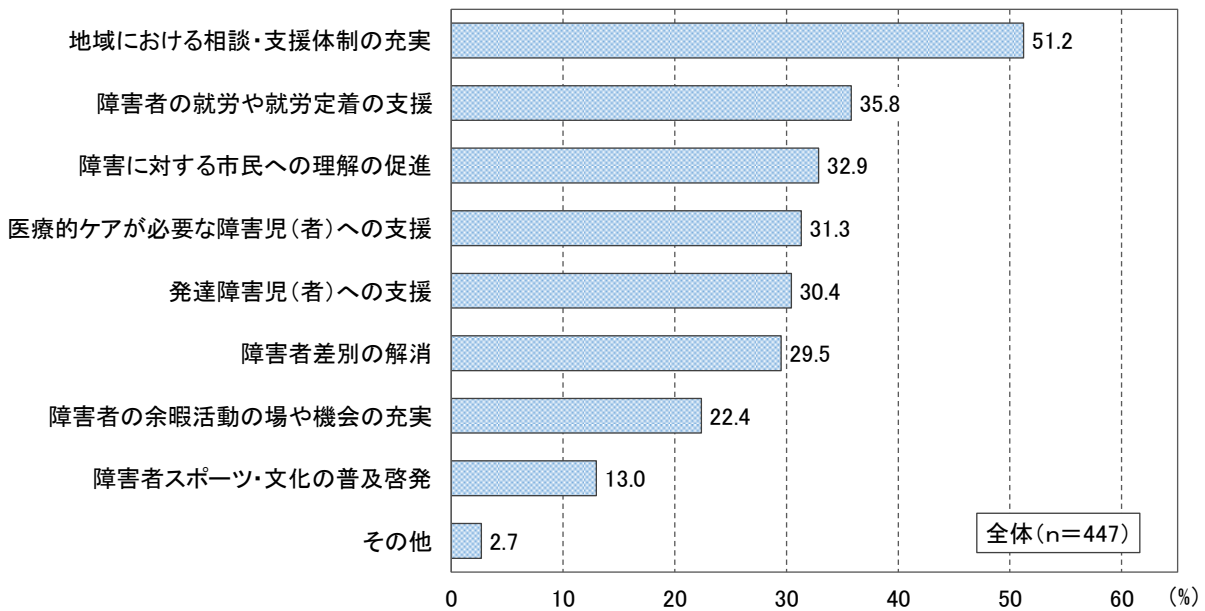
① 市の障害福祉の取組についての満足度

市の障害福祉の取組への満足度について、「わからない」が31.0%と最も高く、次いで、「やや満足」(22.1%)、「満足」(13.6%)の順となっています。



② 障害福祉に関して優先すべき市の施策

障害福祉に関して優先すべき市の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が51.2%と最も高く、次いで、「障害者の就労や就労定着の支援」(35.8%)、「障害に対する市民への理解の促進」(32.9%)の順となっています。



◆ (10) のポイント

・市の施策の満足度について、「非常に満足～やや満足」は37.9%、「やや不満～非常に不満」は22.4%となっています。また、優先すべき施策では、地域における相談・支援体制や就労に関する支援、市民への理解を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障害福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。

## 8. 団体調査結果について

本計画策定の基礎資料とするため、障害者を支援する関係団体の代表者または担当者へ調査を実施しました。

◆調査対象団体 ※（ ）内は団体が支援する主な障害区分等

- ・大和高田市身体障害者福祉協会（身体）
- ・奈良県肢体不自由児者父母の会連合会 大和高田市父母の会 ひだまり会（身体）
- ・大和高田市視覚障害者協会（身体）
- ・大和高田市聴力障害者協会（身体）
- ・大和高田市手をつなぐ育成会（知的）
- ・社会福祉法人青垣園 指定障害者支援施設青垣園（知的）
- ・葛城精神障害者家族会（すみれ会）（精神）
- ・社会福祉法人 愛の集い学園（知的）
- ・社会福祉法人萌（精神）
- ・特定非営利活動法人 生活支援センターもちつもたれつ（すべての障害）
- ・奈良県立西和養護学校

◆調査時期：令和2年7月17日～8月3日

### 団体調査から見られる傾向と課題

#### (1) 情報提供や相談体制について

○当事者やその家族は「情報弱者」の場合があります。迅速かつ適切な情報提供の充実はもとより、必要な情報を容易に得られたり、当事者の状況によりどのような情報が必要かを判断し、それを提供したり利活用できる環境をつくることが求められます。また、当事者の障害の状態や家族等の高齢化により、パソコン等から情報を得ることが難しい場合が想定されるので、広報紙やリーフレット等の紙媒体や、音声による情報の発信も必要とされます。

○当事者やその家族の置かれている状況は千差万別であり、困りごとについても多様化・複層化しているため、障害福祉以外の分野の機関との連携を含めた相談支援体制の整備や、相談支援専門員の増員と人材育成・スキルアップが求められます。

#### (2) 障害者の就労環境について

○就労継続支援・就労移行支援はもとより、就労定着支援について、民間企業をはじめ一般の方にも周知され、職場での合理的配慮に繋がる社会環境の醸成が必要です。

- 当事者が就労を継続するためには、職場でのフォローやサポートはもとより、生活面でのフォローやサポートが重要であるため、生活支援と就労支援が一体的に提供できる環境づくりが求められます。
- 障害者等が様々な分野において就労できる環境づくりを推進し、障害者等の社会参加を促進する必要があります。

### (3) 障害者（児）とその家族への偏見や差別について

- 障害者差別解消法が施行されて数年が経過しましたが、障害のある方もない方も共に暮らしやすい社会をめざして、この法の趣旨や合理的配慮についてもっと周知・啓発し、市民への理解を促進する必要があります。
- 障害があることで社会的弱者になる風潮が依然として根強くあります。外見から障害者と分かる場合はもとより、外見からわかりにくい障害を持つ方がいるということを市民に周知・啓発することで、例えば知的障害や精神障害への理解も進む等、当事者とその家族の生きづらさが軽減されると考えられます。
- 当事者とその家族は、家の外に出ると社会のあらゆるところや場面で、障害を原因に何らかの偏見や差別を感じており、それは当事者の障害が発現してから基本的に一生継続することになります。長期的に心的な負担と不安、偏見や差別を感じている当事者とその家族に対して、どのようなことでも受け入れてくれる相談先（窓口や相談員）の体制や、当事者とその家族に寄り添って長期的に支えることができる体制等が求められます。

### (4) 障害者（児）とその家族が地域で暮らすための支援や施策について

- 「親亡き後」に関して、当事者の生活を早期から具体的にイメージして、その対応について協議しておくことや、そのための具体的な情報等が得られるようなしくみづくりを進める必要があります。
- 当事者のグループホーム利用の需要に対し、その経営が厳しい等の理由により民間事業者では整備がなかなか進まないため、整備を推進するかどうかを施策として検討していく必要があります。
- 在宅医療と居宅介護や移動支援等、必要な支援が必要なときに利用できるしくみや体制づくりを進める必要があります。



## 第3章 基本計画

## 1. 基本理念

### ◇前期計画の基本理念

“障害のある人もない人も、ともに理解し合い、  
安心・快適な生活を送ることができるまちづくり”



### ◆本計画の基本理念

ともに認め合い、助け合い、支え合う  
誰もがいきいきと暮らせるまち 大和高田

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らし続けられるために、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域共生社会の実現をめざします。

本計画の上位計画である地域福祉計画において、「助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして ~いつまでも住み続けられるまち 大和高田~」を基本理念に掲げて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。本計画では、上位計画がめざす方向性を意識しつつ、これまでの基本理念に地域共生社会を意識した表現を加え、新たな基本理念である「ともに認め合い、助け合い、支え合う 誰もがいきいきと暮らせるまち 大和高田」を基本理念に掲げて施策の展開を図ることとします。

## 2. 基本目標

本計画の掲げた基本理念を実現するために、7つの目標を設定し、計画の推進を図ります。

### 基本目標1 理解、交流の促進

障害のある人がいつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域とともに暮らす市民の、障害や障害のある人に対する理解と支えあいが必要不可欠です。

そのため、すべての市民を対象とした障害や障害のある人への理解を深め、誰もが障害のある人等に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進や福祉教育、ボランティアの推進等、ともに支えあう環境づくりを推進します。

### 基本目標2 日々の暮らしの基盤づくり

障害のある人が、住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らし続けられるためには、個々の障害特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。

そのため、相談支援体制や情報提供体制の充実を図るとともに、福祉サービスをはじめ、権利擁護等、障害のある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

### 基本目標3 保健、医療の充実

障害の原因となる疾病等の予防および早期発見・早期対応の推進を図り、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健サービス、医療サービスが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

あわせて、精神障害者が地域で暮らせるよう、情報提供等に努めます。

### 基本目標4 雇用、就労の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人が障害の種類や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保および工賃の向上に取り組む、障害のある人の雇用・就労を促進していきます。

## 基本目標5 教育、療育の促進

障害のある子どもがその年齢や個性に応じて、希望の教育・療育が受けられるよう、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小中学校における特別支援教育等の充実を図り、将来を見据えた、子どもたちの健やかな成長につながる支援の充実に努めます。

また、障害のある子ども、家族のニーズや多様な生活課題に応じた福祉サービスおよび療育体制の充実を推進します。

## 基本目標6 生活環境の整備

障害の有無に関わらず、誰もが地域において、安全に安心して暮らすことができるよう、障害のある人のための住まいの確保や、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等に努めます。

また、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進していくとともに、誰もが利用しやすく配慮されたユニバーサルデザインの考えに基づいた福祉のまちづくりを進めます。

## 基本目標7 社会参加の促進

障害のある人の生活の質（QOL）の向上や自己実現には社会参加が重要となってくることから、障害のある人のコミュニケーションや移動の支援といった、障害のある人の社会参加を促す支援体制の充実に努めます。

また、スポーツ活動やレクリエーション、文化活動の促進を図り、障害のある人が地域でいきいきと暮らすことができるよう支援します。



### 3. 施策の体系

以下の体系に沿って計画を推進していきます。

基本理念	基本目標	施策の内容
誰もがいきいきと暮らせるまち 大和高田 ともに認め合い、助け合い、支え合う	1. 理解、交流の促進	(1) 理解・交流の促進 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動の推進
	2. 日々の暮らしの基盤づくり	(1) 相談支援体制の充実 (2) 情報提供の充実 (3) 福祉サービスの充実 (4) 権利擁護
	3. 保健、医療の充実	(1) 障害の予防と早期発見・早期対応の推進 (2) 医療・診療体制の整備・充実 (3) 精神保健・医療の提供の推進 (4) 難病に関する施策の推進
	4. 雇用、就労の促進	(1) 障害者雇用の促進 (2) 福祉的就労の充実
	5. 教育、療育の促進	(1) 療育体制の充実 (2) 特別支援教育の充実
	6. 生活環境の整備	(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (2) 障害のある人に配慮した生活環境の推進 (3) 防災、防犯、消費者保護対策の推進
	7. 社会参加の促進	(1) 移動支援の充実 (2) コミュニケーション手段の確保 (3) スポーツ、レクリエーションおよび文化活動の充実

## 4. 施策の展開

### 基本目標 1 理解、交流の促進

#### (1) 理解・交流の促進

##### 取組状況

- 社会福祉法人等が実施する講演会・研修会等の後援や、市内障害福祉サービス事業所の市主催の祭への参加支援、事業所主催の地域向けイベント情報を市政だよりへ掲載する等の支援を行っています。
- 本市では平成31(2019)年4月から手話言語条例を施行しており、この条例の制定をきっかけに、障害や障害のある人に対する理解が深まるよう、周知・広報を行っています。
- 障害のある人が地域へ出かけるための移動手段として、地域生活支援事業の移動支援の実施や、障害者手帳交付者にコミュニティバスの乗車カードを交付しています。
- 近隣市町村と共同事業所に委託し、精神障害者家族教室(年10回)を実施しています。

##### 課題

- 広報や講座が特定の障害種別に限られていることがあるため、広報や講座開催の対象者や手法を検討する必要があります。

##### 施策・事業

#### ① 障害者週間や憲法週間等における周知・啓発

障害者週間、憲法週間等を中心に、講演会や広報媒体を通じて、障害や障害のある人に対する理解が深まるよう、周知・啓発に努めます。

#### ② 広報媒体における周知・啓発

市広報誌や市ホームページ等の広報媒体を活用し、障害や障害のある人に対する理解が深まるよう、周知・啓発に努めます。

#### ③ 行事への参加促進

障害のある人と市民との交流を通じて、障害や障害のある人への理解が深まるよう、障害のある人が地域における一般行事への参加・交流を促進します。

#### ④ 障害のある人やその家族同士の交流の場の確保

障害のある人やその家族同士の交流を促進するため、障害者団体への支援を行うとともに、障害者団体における自主活動の促進に努めます。

## (2) 福祉教育の推進

### 取組状況

- 小学校・中学校では、総合的な学習の時間や、外部講師を招聘しての講演会等、障害のある人への理解を深めています。
- 市立図書館における視覚障害者の子ども達向けわいわい文庫（DAISY図書）の充実に加え、知的障害・学習障害の人用のLLブックや電子図書館における音声付きコンテンツの充実に努めています。書架サインや利用案内にふりがなやピクトグラム等を用いて、わかりやすくなるよう努めています。

### 課題

- 障害のある人の図書館の利活用が進んでいない状況にあります。

### 施策・事業

#### ① 学校教育・社会教育における福祉教育の推進

市社会福祉協議会と連携を図りながら、学校教育や社会教育において福祉教育の充実を図り、幼少期からの福祉の心を育むよう、努めます。

#### ② 福祉講座や講演会の開催

福祉講座や講演会の開催に努めるとともに、図書館において啓発用の図書等の整備を図るとともに、展示コーナーを設け、市民の啓発・広報を推進します。

## (3) ボランティア活動の推進

### 取組状況

- 聞こえのサポーター講座や子育てサポーター養成講座等を開催し、ボランティアの養成に努めています。
- 共同募金からの配分金を財源として、ボランティア活動保険の一部負担を行うとともに、小地域での高齢者等交流活動「ふれあいいいききサロン」を行っているボランティア団体に対して助成金を支出しています。

### 課題

- 高齢化に伴うボランティア団体の解散や担い手不足が懸念されます。

## 施策・事業

### ① ボランティア活動に対する市民意識の醸成と参加の促進

市社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア活動の内容や参加方法に関する情報等、多様な媒体によるわかりやすい情報発信に努めるとともに、ボランティア養成講座の開催等により、ボランティアの養成に努めます。

### ② ボランティア活動への支援強化

より活発で継続したボランティア活動が展開できるよう支援体制の強化に努めます。

## 基本目標2 日々の暮らしの基盤づくり

### (1) 相談支援体制の充実

#### 取組状況

- 3事業所（もちつもたれつ、青垣園、なっつ）に委託して基本相談（一般相談）を実施するとともに、福祉サービス利用時には特定相談事業所の利用を案内しています。
- 支援対象ケースが発生した場合については、ケース担当者が関係機関と子ども家庭相談センターや保健所、発達障害支援センター等と連携を図りながらケース会議や訪問等行い、問題の解決に努めています。
- 令和元年度より県主導の下、発達障害者に対する相談体制を整備中であり、一次相談窓口は居住地の市区町村担当窓口、二次相談はより専門的支援として、県から業務委託を受けている『でいあ〜』の協力の下、巡回相談および個別相談を行っています。

#### 課題

- 相談窓口の周知・情報提供の充実と相談支援員の質の向上を図る必要があります。
- 障害のある人の状況やライフステージに応じた相談支援体制を充実する必要があります。
- 関係者や関係機関、障害福祉以外の分野の支援機関との交流の機会・場をつくり、お互いの立場により障害のある人を支援していく体制を強化する必要があります。

#### 施策・事業

##### ① 相談窓口の周知

障害の種別に関わりなく、子どもから大人まで誰でも身近な地域で必要な相談が受けられるよう、相談機関の周知、情報の提供に努めます。

##### ② 連携体制の強化

ニーズに応じた相談が円滑に行えるよう、発達障害者支援センター等の関係機関や、子ども家庭相談センター、地域包括支援センター、保健所、生活困窮者を対象とした支援機関等との連携体制の強化に努めます。

##### ③ 発達障害者への支援の充実

発達に障害のある人への相談・就労等に関する支援について、関係機関と連携を図り、充実に努めます。

#### ④ 相談窓口および相談員の資質の向上

多様化・複雑化する相談に対応できるよう、相談員の資質の向上を図っていくとともに、関係機関との連携による専門的な相談支援体制の構築に取り組んでいきます。

#### ⑤ ケアマネジメント体制の充実

障害のある人が地域で自分らしく主体的に生活できるために、ケアマネジメント従事者の質・量の確保に努め、個々の生活ニーズに合ったサービス利用を図るケアマネジメント体制を充実していきます。

### (2) 情報提供の充実

#### 取組状況

- 市報、ホームページ、障害者のしおり等で福祉サービスやイベントの開催情報、各種団体の活動紹介等の情報提供を行うとともに、電子メール、電話、ファックスでの問い合わせにも個別に対応しています。
- 市および社会福祉協議会で、声の広報誌として市報を音声情報に変換する活動を支援しています。

#### 課題

- 点字やホームページでの音声案内等の提供を検討する必要があります。

#### 施策・事業

##### ① 多様な方法・媒体による情報提供の充実

市広報誌や市ホームページをはじめ、電子メール、ファックス等の活用等、多様な方法・媒体を通じた情報提供の充実に努めます。

##### ② 市ホームページや市広報誌を活用した情報提供の充実

福祉サービスやイベントの開催の情報、各種団体等の活動紹介等、幅広い観点から掲載内容の充実に努めます。

### (3) 福祉サービスの充実

#### 取組状況

- 障害者総合支援法に定められた訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等、障害のある人の生活を支えるサービスの充実と確保に努めています。
- 相談支援事業に関することは、前項(1)相談支援体制の充実を参照。
- 難病をお持ちの方の個別の相談において、保健所や保健センター等と連携を図りながら、障害福祉サービスや医療費の助成手続きについて案内を行っています。
- 相談支援やサービスにかかわる従事者のスキルアップを図るため、中和地区3市1町障害者自立支援協議会(以下「3市1町自立支援協議会」という。)高田市部会において特定相談支援事業所等に向けて研修を開催しています。

#### 課題

- 地域生活支援事業等について、利用希望者のニーズに沿った事業内容や要件を検討する必要があります。

#### 施策・事業

##### ① 障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法に規定する訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス等、障害のある人の生活を支える各種障害福祉サービスの充実と確保に努めます。

##### ② 地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法に規定する相談支援事業や移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、等、各種地域生活支援事業におけるサービスの充実と確保に努めます。

##### ③ 難病患者等に対する福祉サービスの充実

難病患者等のスムーズな障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用とともに、サービスの確保に努めます。

##### ④ 相談支援や福祉サービス従事者のスキルアップの促進

相談支援やサービスにかかわる従事者のスキルアップを図るため、各種研修の充実に努めます。

## (4) 権利擁護

### 取組状況

- 成年後見制度の普及と利用促進に取り組むとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めています。
- 社協による「日常生活自立支援事業」により、日常的な金銭管理を行っています。

### 課題

- 成年後見制度の利用に関する相談支援体制が十分に構築できていないため、権利擁護に関する中核機関や地域連携ネットワークの構築を進める必要があります。

### 施策・事業

#### ① 成年後見制度利用支援の周知・利用促進

知的障害のある人や精神障害のある人に対し、自分で契約や金銭管理ができなくなったときの相談支援や、市広報誌等を通じた制度の周知を行います。また、成年後見制度を福祉サービス等の制度と合わせて活用することを促進するために、中核機関の設置に努めます。

#### ② 市障害者虐待防止センター機能の充実

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等、虐待防止に取り組めます。

#### ③ 地域福祉権利擁護事業

知的障害のある人や精神障害のある人の福祉サービス利用や日常的な金銭管理等を市社会福祉協議会と連携して対応していきます。



## 基本目標3 保健、医療の充実

### (1) 障害の予防と早期発見・早期対応の推進

#### 取組状況

- 乳幼児健康診査、相談・訪問等を通して、乳幼児期の障害に関して早期発見・早期対応に努めています。
- 健康診査や健康相談、健康教育等、成人各種保健事業の周知・啓発に取り組み、疾病・障害の早期発見・予防、健康増進に努めています。

#### 課題

- 乳幼児期の子どもについて、精密検査を勧奨しても受診につながらないケースが一定数あることや、発達に関する保護者の理解や受容が進まず、医療や療育につながらないケースが見られます。
- 成人について、健康診査の受診勧奨方法の検討と精密検査の必要性の理解を図る必要があります。

#### 施策・事業

#### ① 乳幼児健診等、保健事業の充実

4か月児健診や10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診等の乳幼児健康診査等を通じて、疾病・障害の早期発見に努めるとともに、一人ひとりにあった療育が行われるよう、保健・医療・福祉・教育等、様々な関係機関との連携に努めます。

#### ② 健康づくりや健康増進事業の充実

健康診査や健康相談、健康教育等、各種保健事業に取り組み、健康に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、疾病・障害の早期発見・予防、市民の生涯を通じた健康増進に努めます。

### (2) 医療・診療体制の整備・充実

#### 取組状況

- 自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）や重度心身障害者（児）医療費助成制度等、各種医療費公費負担・助成制度の周知に努めています。
- 障害のある人に対する医療に対して理解を促し、各種医療・歯科医療機関に周知・啓発を図りながら、医療が受けやすい体制づくりに努めています。

○保健センターにて、医師会、歯科医師会作成の医療案内マップ配布を行い、かかりつけ医の普及を図っています。

#### 課題

●障害のある人と医療機関等から困りごとや要望を聞き取り、さらに利用しやすい体制づくりを推進する必要があります。

#### 施策・事業

##### ① 医療費負担の軽減

自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）や重度心身障害者（児）医療費助成制度等、各種医療費公費負担・助成制度の周知に努めます。

##### ② 医療が受けやすい体制づくりの推進

障害のある人に対する医療に対して理解を促し、各種医療・歯科医療機関に周知・啓発を図りながら、医療が受けやすい体制づくりを推進します。

##### ③ かかりつけ医の普及・啓発

障害のある人が身近な地域で必要な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の普及を図るとともに、障害に対して理解が得られるよう、取り組んでいきます。

### (3) 精神保健・医療の提供の推進

#### 取組状況

○精神障害者の病院からの地域生活への移行に向け、保健所職員と共に長期入院患者の退院後の生活を考えるケース会議を行う等に取り組んでいます。

○「大和高田市いのち支える自殺対策計画」に沿って、こころの健康づくり、自殺予防やうつ予防に向け、相談機関の周知・啓発に取り組むとともに、各相談機関と連携を図った相談体制の充実に努めています。

#### 課題

●地域生活への移行について、長期入院患者やその患者の家族が高齢化していることから、高齢者支援の担当課と連携する必要があります。

●自殺予防に関係する相談機関との連携体制を強化していく必要があります。

## 施策・事業

### ① 地域移行・地域定着の推進

病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行に向け、精神科病院、指定相談支援事業者等と連携強化を図りながら、支援・情報提供に努めます。

### ② 自殺予防やうつ予防に向けたこころのケア相談の充実

こころの健康づくり、自殺予防やうつ予防に向け、相談機関の周知・啓発に取り組むとともに、各相談機関と連携を図った相談体制の充実に努めます。

## (4) 難病に関する施策の推進

### 取組状況

- 難病患者やその家族への対応について、課内の事務分掌に難病患者の障害福祉サービス担当者を設定し、支援者を含む相談者に対して、適宜保健所等と連絡を取りながら申請可能なサービスについて案内を行っています。

### 課題

- 現在、難病患者に対する医療費の助成等、支援施策は県の管轄であるため、市内難病患者の実数や病名等の情報がなく、市として積極的な施策を行うことが困難な状況です。

## 施策・事業

### ① 様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援の充実

難病患者やその家族の生活の質が改善されるよう、保健所等の関係機関と連携を図りながら、療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援の充実に努めます。

### ② 保健・医療サービスに関する情報提供の充実

難病患者の医療費の助成等、保健・医療サービス等に関する情報提供の充実に努めます。

### ③ 難病患者等に対する福祉サービスの充実（再掲）

難病患者等のスムーズな障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用とともに、サービスの確保に努めます。

## 基本目標4 雇用、就労の促進

### (1) 障害者雇用の促進

#### 取組状況

- 障害者の雇用促進に向けたハローワークとの連携を進めるとともに、くらし・せいかつ支援係に就労支援員を配置し、障害特性に応じてハローワークへの同行や福祉サービスの支給の支援を行っています。
- 障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携のもとで、ジョブコーチによる就業面の支援とともに生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進しています。
- 市における障害者雇用の促進しており、雇用率は令和元（2019）年度で2.46%となっています。

#### 課題

- 令和2（2020）年度に策定された「大和高田市障害者活躍推進計画」に基づき、市全体を挙げて更なる体制整備や各種取組を行い、障害者雇用に取り組んでいく必要があります。

#### 施策・事業

##### ① 企業等に対する周知・啓発

障害者雇用の促進するため、一般企業に対して障害特性や障害のある人に対する正しい理解を図るとともに、各種制度・事業に関する周知・啓発に努めます。

##### ② 精神障害の特性に応じた支援の充実・強化

企業等に対して精神障害の理解を促進していくとともに、精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用の拡大に努めます。

##### ③ ハローワーク等との連携による発達障害者、難病患者等に対する専門的支援の強化

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら等と連携しながら、発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図り、障害特性に応じた就労支援に努めていきます。

##### ④ 職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進

障害者就業・生活支援センターやハローワークが行う職業相談・職業紹介窓口等の利用促進を図るため、周知に努めます。

## ⑤ 職場適応支援の充実

障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携のもとで、ジョブコーチによる就業面の支援とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進します。

## ⑥ 障害のある人の市の採用

市における障害者の法定雇用率 2.6%の達成に向け、障害のある人の就労の場を確保する観点から、関係機関と連携を図りながら障害者雇用に取り組んでいきます。

## (2) 福祉的就労の充実

### 取組状況

- 就労移行支援や就労継続支援A型・B型等、福祉的就労の場について、市内の事業所数は増加傾向にあり、相談支援事業所、障害者就労・生活支援センター、ハローワークとの連携や、県作成の事業所一覧等による情報把握と提供を行っています。
- 市の業務について、公共施設の清掃業務等の優先発注枠の設定や就労継続支援B型事業所等の障害者就労施設等への仕事の発注や物品の購入等を行っています。

### 課題

- 就労移行支援については養護学校卒業生等の選択肢が少ない状況にあります。
- 就労継続支援A型・B型については支援の質の維持・拡充が必要であり、長く就労できる支援や本人のステップアップに繋がる支援の提供が課題となっています。

### 施策・事業

#### ① 福祉的就労の場の確保

引き続き、就労移行支援や就労継続支援A型・B型等、福祉的就労の場の確保に努めます。

#### ② 工賃アップに向けた支援の維持

引き続き市から事業所等への優先発注枠を確保に努めます。

#### ③ 一般就労への移行の支援

障害者就労・生活支援センター、ハローワーク、自立支援協議会等と連携し、福祉的就労から一般就労への移行の支援に努めます。

## 基本目標5 教育、療育の促進

### (1) 療育体制の充実

#### 取組状況

- 障害の早期発見・早期療育について、乳幼児健康診査や相談等で発達支援が必要と判断された際に、アンケートの実施や発達相談、フォロー教室での継続的な支援、医療機関の受診や療育を勧めています。また、発達相談や健康診査に従事している心理士、母子保健担当保健師、社会福祉課で会議を実施（年1回）し、支援方法を共有しています。
- 心身に障害のある幼児とそうでない幼児を同じ空間で保育をする中で、お互いが認め合い人間性豊かに成長できることを目的として、ともに育つことを大切に保育を行っています。

#### 課題

- 発達に関する保護者の理解や受容が進まず、医療や療育につながらないケースがあります。
- 発達相談・健康診査時の心理士が不足しており、相談の日程が限られることから、常時相談待ちがあります。

#### 施策・事業

##### ① 乳幼児健診等、保健事業の充実（再掲）

10か月児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診等、乳幼児健康診査やこども健康相談を通じて、疾病・障害の早期発見に努めるとともに、一人ひとりにあった療育が行われるよう、保健・医療・福祉・教育等、様々な関係機関の連携強化に努めます。

##### ② 障害の早期発見、早期療育

乳幼児健診や健診後のフォローのための集団教室、発達相談巡回事業等により、発達の遅れや心身に障害を持つ子どもに対して、関係機関と連携しながら、早期療育につながるよう支援します。

##### ③ 障害児保育の推進

一人ひとりの障害に応じ、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、保護者、専門機関等との連携を強化しながら、きめ細やかな障害児保育を実施します。

## (2) 特別支援教育の充実

### 取組状況

- 関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人ひとりの障害の種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進しています。
- 心身に障害のある児童・生徒とそうでない児童・生徒が同じ場で学ぶ中で、お互いが認め合い人間性豊かに成長できることを目的として、ともに育つことを大切に教育を行っています。
- 障害のある人が主体的に生活を送ることができる力を身につけるため基本的な生活習慣の確立を図るとともに、適切な進路相談・進路指導に努めています。

### 課題

- 現在、小学部の通級指導教室は高田小学校内1箇所であり、通級指導教室への入級希望が多く、市内南部にも開設できるよう県に要望するとともに、中学部開設の検討が必要です。

### 施策・事業

#### ① 就学指導、特別支援教育の推進

関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人ひとりの障害の種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに対応するとともに、障害のある児童・生徒とそうでない児童・生徒が同じ場で学ぶことで、ともに認め合う特別支援教育を推進します。

#### ② 進路指導の充実

社会の一員として主体的に生活を送ることができる力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・進路指導に努めます。



## 基本目標6 生活環境の整備

### (1) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

#### 取組状況

○安全・安心で快適なまちづくりの推進のため、公共施設や歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進しています。

#### 課題

●今後整備される施設はバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化による整備を進めるとともに、既存の施設改修や優先度の高い歩道等の整備に引き続き取り組む必要があります。

#### 施策・事業

##### ① 安全・安心で快適なまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進し、すべての人が暮らしやすく、社会活動に参加しやすいまちづくりを進めていきます。

##### ② 交通利用環境の整備

安全・安心で快適な歩行空間の確保に向け、歩道の段差解消や誘導ブロックの設置等の整備を進めていきます。

### (2) 障害のある人に配慮した生活環境の推進

#### 取組状況

○障害のある人や高齢者が住み慣れた地域でいつまでも在宅生活を送ることができるよう、日常生活用具給付等事業等の周知・啓発を図り、住宅のバリアフリー化を推進しています。

#### 課題

●身体障害以外の障害のある人の在宅生活が可能となるような環境の整備は十分とは言えない状況です。



## 施策・事業

### ① 住宅のバリアフリー化の推進

障害のある人や高齢者が住み慣れた地域でいつまでも在宅生活を送ることができるよう、日常生活用具給付等事業等の周知・啓発を図り、住宅のバリアフリー化を推進していきます。

### ② 安心して地域生活を送ることができるための情報提供等の充実

サービス提供事業者と連携を図りながら、障害の種類に関係なく、誰でも安心して地域生活を送り続けることができる場の情報提供等の充実に努めます。

## (3) 防災、防犯、消費者保護対策の推進

### 取組状況

- 災害時における安否確認や避難支援のため、「避難行動要援護者登録制度」は「避難行動要支援者支援制度」として見直し、その整備を進めています。また、地域における支援体制の構築と出前講座等による防災意識の高揚と普及啓発に取り組むとともに、メール・防災無線等による緊急時の連絡手段や情報提供に努めています。
- 悪徳商法や押し売り、振り込め詐欺等の被害にあわないように、防犯・消費者保護に関する情報提供や相談体制の充実を図っています。

### 課題

- 地域における災害時の体制を構築するため、支援が必要な人の情報共有や具体的な支援手段等の検討を進める必要があります。

## 施策・事業

### ① 避難行動要支援者支援制度の推進

災害時に安否確認や避難支援が円滑に行われるよう、「避難行動要支援者支援制度」の促進に努めます。

### ② 防災意識の啓発

ユニバーサルデザインを採用したハザードマップ、市広報誌や市ホームページ等を活用したわかりやすい防災関連情報の提供を行い、また、自治会等への出前講座の実施により防災意識の向上を図ります。

### ③ 地域における災害時要配慮者の避難・安否確認体制の充実

自治会、民生委員、福祉関係者、障害者団体、地域住民等の協力体制を構築し、災害時要配慮者に対する迅速な情報伝達、円滑な避難等の実施等、避難体制を強化していきます。

### ④ 多様な伝達方法による災害情報提供の充実

ファクシミリ、電話、メール、Ｌアラート等、障害の特性に応じた災害情報の提供に努めます。

### ⑤ 障害のある人に配慮した災害時避難体制の充実

障害特性に対応した福祉避難所の整備や、避難先での医療・介護の確保等、障害のある人に配慮した災害時避難体制の充実に努めます。

### ⑥ 防犯、消費者保護の啓発

被害を受けないため、防犯・消費者保護に関する情報提供、相談体制の充実を図ります。

## 基本目標7 社会参加の促進

### (1) 移動支援の充実

#### 取組状況

○障害者の方への移動支援対策として、ヘルパー同行による外出・余暇活動支援として移動支援事業・自動車運転免許取得助成・自動車改造費の助成・福祉タクシー利用券交付を実施しています。

#### 課題

●引き続き、現在の支援を実施していく必要があります。

#### 施策・事業

##### ① 移動支援対策の充実

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業における移動支援をはじめ、自動車運転免許取得助成や自動車改造費の助成、福祉タクシー等の充実に努めていきます。

### (2) コミュニケーション手段の確保

#### 取組状況

○障害のある人のコミュニケーション手段の確保のため、各種イベントや会議等での手話通訳者または要約筆記者の派遣や、警察、消防署、消費者相談窓口等でのコミュニケーション支援を行っています。

○手話奉仕員、要約筆記者、朗読奉仕員等を養成する講座を定期的を開催し、コミュニケーション支援を支える人材の養成に努めています。

#### 課題

●手話通訳者の派遣コーディネートはスムーズですが、要約筆記者派遣コーディネートは登録者が減少しているため派遣が難しい時があります。

## 施策・事業

### ① 手話通訳者や要約筆記者等派遣の推進

各種イベントや会議等での手話通訳・点訳・朗読・要約筆記、会議資料の点訳等にあたる手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行うとともに、市広報誌や市ホームページ等を通じて広報・啓発を行います。

### ② コミュニケーション支援を支える人材の養成

手話奉仕員、要約筆記者、朗読奉仕員等を養成する講座を定期的を開催し、コミュニケーション支援を支える人材の養成に努めます。

### ③ 警察、消防署、消費者相談窓口等でのコミュニケーション支援の推進

警察、消防署、消費者相談窓口等において、ファクシミリ、メール、筆談等の方法による障害のある人のコミュニケーションの支援を推進していきます。

## (3) スポーツ、レクリエーションおよび文化活動の充実

## 取組状況

○障害のある人が各種スポーツ大会や文化活動に参加できるよう、障害者団体・サービス事業者・ボランティア団体等、関係機関と連携を図りながら参加の機会の確保に努めています。

## 課題

●障害のある人に関するスポーツについては年2回の県主催の大会以外は市が関わる機会に乏しく、障害のある人に関する文化活動については市が関わる機会がほとんどない状況です。

## 施策・事業

### ① 各種スポーツ・文化活動への参加促進

各種スポーツ大会や文化活動に参加できるよう、周知・啓発に努めます。また、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体等、関係機関と連携を図りながら、参加の機会の確保に努めます。

## 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画について

## 1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和2（2020）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

### ■障害福祉計画・障害児福祉計画の「基本指針」について

- ◎ 基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- ◎ 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

### ■「基本指針」見直しの主なポイント

#### （1）都道府県が取り組む項目

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加
  - ・ギャンブル等の依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項の追記
- 障害者による文化芸術活動の推進
  - ・関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置推進を追記
- 発達障害者等支援の一層の充実
  - ・発達障害者等の家族等への支援体制の充実や専門医療機関の確保等について追記
- 障害福祉人材の確保
  - ・将来にわたり安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と人材を確保していく必要があることを追記
  - ・人材確保のため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する周知・広報の実施等、関係者が協力して取り組んでいく必要性を追記

## (2) 市町村が取り組む項目

### ○ 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

### ○ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組の一層の促進
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備の推進
- ・地域共生社会の実現に向け農福連携の更なる推進と、多様なニーズに対応した就労支援として大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を追記

### ○ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施する新たな事業の活用も検討して体制整備を進めることを追記

### ○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制づくりの方向性を追記
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を追記
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について追記
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について追記

### ○ 相談支援体制の充実・強化等

- ・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組の推進

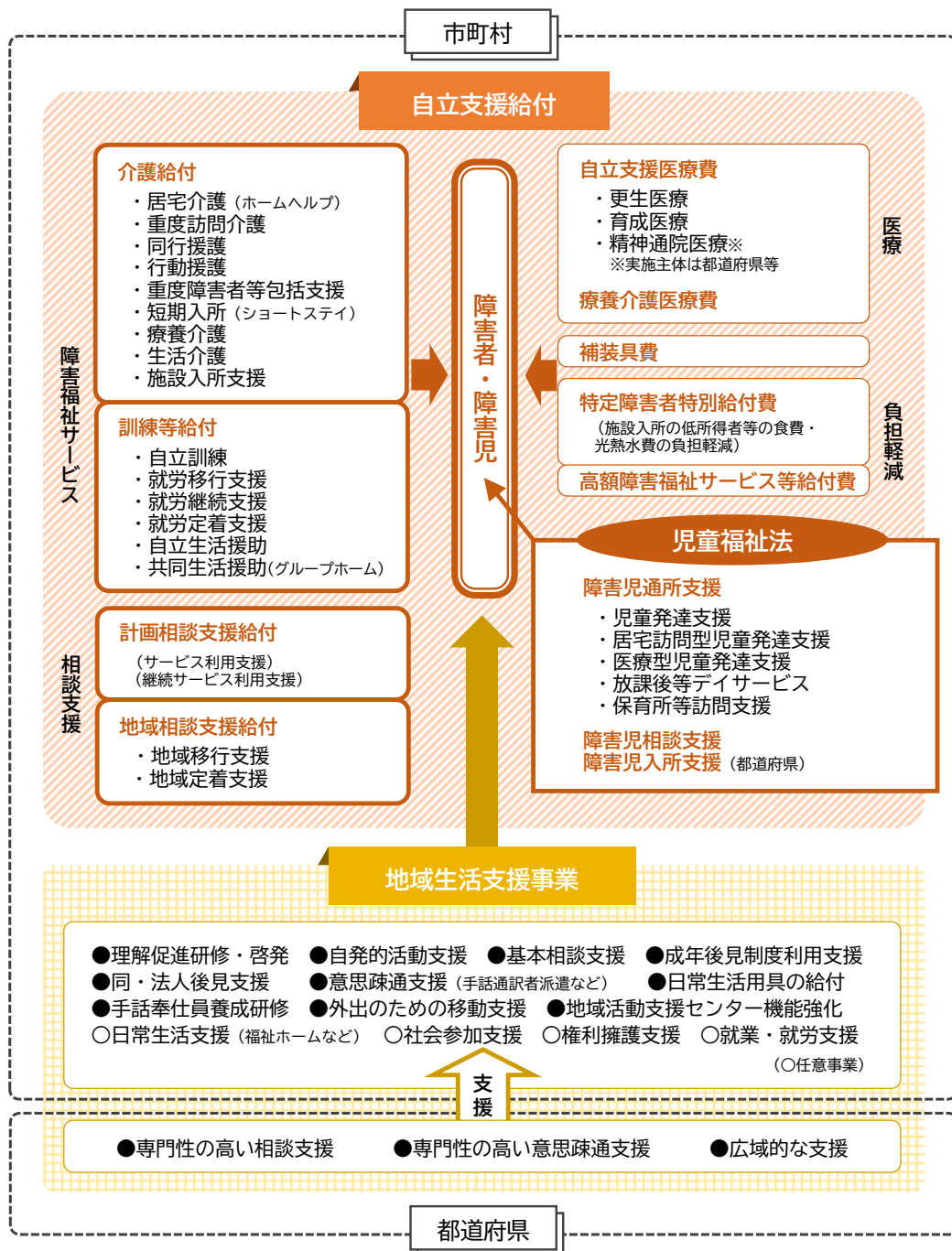
### ○ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集する取組について追記

## 2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障害福祉サービス等」は、障害のある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。また、「障害福祉サービス」は、介護支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）





### 3. サービス利用者の状況

#### (1) 障害支援区分の認定状況

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっています。令和2（2020）年4月1日現在の認定者は461人です。

障害支援区分		単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低い ↑ 支援の必要度 ↓ 高い	1	人	3	1	2	2	2	2
	2	人	29	38	46	58	74	93
	3	人	76	81	85	89	92	96
	4	人	123	128	118	116	113	111
	5	人	81	86	90	91	92	93
	6	人	130	127	134	139	145	150
合計		人	442	442	461	475	495	518

各年度4月1日現在

#### (2) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービス支給決定者数は、令和2（2020）年4月1日現在642人です。

項目	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者	人	587	602	642	669	698	728

各年度4月1日現在

#### (3) 地域生活支援事業支給決定者

地域生活支援事業支給決定者数は、令和2（2020）年4月1日現在264人です。

項目	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者	人	247	245	264	272	281	290

各年度4月1日現在



## 第5章 基本指針に基づく目標値

## 1. 成果目標について

国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

### ■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討
(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点と比べて1.6%以上削減
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上（移行支援事業：1.30倍以上、就労A型：概ね1.26倍以上、就労B型：概ね1.23倍以上）
	令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置
	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保
	令和5年度末までに府、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築

## 2. 成果目標に対する目標値

障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和5（2023）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

### （1）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点<sup>※</sup>について、3市1町自立支援協議会において、既存の資源で対応可能な機能から順次整備を行っていきます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
地域生活支援拠点等	0か所	1か所
年1回以上運用状況を検証・検討	0回	1回

#### ※「地域生活支援拠点」とは？

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、その機能について、①相談（地域移行、親からの自立等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）が示されています。

### （2）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行するとともに、令和5年度（2023）末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点と比べて1.6%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障害者で、家族も高齢化していることから地域移行の実現は厳しい見通しですが、自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に向けた支援に努めます。

項目	令和5年度（目標値）
地域生活への移行者数	5人
施設入所者数の削減見込	2人

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行

令和5（2023）年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上（移行支援事業1.30倍以上、就労A型概ね1.26倍以上、就労B型概ね1.23倍以上）となっていますが、過去3か年の最高値である平成29（2017）年度の水準まで年間一般就労移行者数を回復させることを成果目標として、次の人数を設定します。

項目		令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
年間一般就労 移行者数	移行支援事業	1人	4人
	就労A型	0人	3人
	就労B型	3人	3人

#### ② 就労定着支援事業の利用者数

令和5（2023）年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	令和5年度（目標値）
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	7人

#### ③ 就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする成果目標については、令和2年9月1日時点での就労定着支援事業所は市内にありません。障害者の就労定着の支援を充実していくために、市内に就労定着支援を行う事業所の設置に努めます。

## (4) 障害児支援の提供体制の整備等

## ① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、中和圏域では1カ所設置されています。3市1町自立支援協議会での協議を行いながら、児童発達支援センターの設置を含めて実情に沿った支援体制の充実に努めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
児童発達支援センター	0カ所	1カ所

## ② 保育所等訪問支援の充実

令和5（2023）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する成果目標について、本市ではすでに実施しているため、その体制の維持・充実に努めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
保育所等訪問支援実施体制	実施	実施

## ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5（2023）年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する成果目標について、本市では1カ所確保されており、引き続き支援の充実に努めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1カ所	1カ所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1カ所	1カ所

#### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、本市では、これまで3市1町自立支援協議会において一部協議を重ねてきました。今後は、3市1町自立支援協議会での協議を維持しつつ、市独自の協議の場の設置検討を含め、関係機関の連携を強化できるように努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することについては、本計画終了時点までには1人を配置することに努めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未実施	1ヶ所
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	0人	1人

#### （5）相談支援体制の充実・強化等

令和5（2023）年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する成果目標について、総合的・専門的な相談支援については、一般相談支援事業所が一部その機能を担っていますが、3市1町自立支援協議会と連携しつつ、地域の実情を勘案して、その機能の拡充、充実に努めつつ、地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備を進めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	未実施	実施

#### （6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5（2023）年度末までに都道府県および市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する成果目標について、本市ではすでに実施しているため、その体制の維持・充実に努めます。

項目	現状値	令和5年度（目標値）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施	実施



## 第6章 障害福祉サービスの見込みと確保策

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスおよび相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

## 1. 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービス。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人/月	124	133	133	136	139	142
	時間/月	2,606	2,663	2,743	2,805	2,869	2,935
重度訪問介護	人/月	3	3	3	4	5	6
	時間/月	646	642	616	856	1070	1284
同行援護	人/月	18	18	16	20	23	26
	時間/月	277	291	222	336	389	450
行動援護	人/月	33	36	28	37	38	39
	時間/月	777	803	652	822	841	860
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

## ■見込み量の確保策

訪問系サービスのうち、居宅介護が増加傾向にあり、今後も居宅介護を中心に利用者が増加することを見込んでいます。一方で、同行援護、行動援護については新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2020）年度実績が少なくなっていますが、収束により利用者の回復・増加もあり得ることから、引き続き利用意向に応じた支援体制を維持します。

## 2. 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での介護や創作的活動等の機会を提供するサービス。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービス。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービス。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援 A 型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援 B 型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅の障害児者を介護する方が病気の場合等に、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	205	206	202	207	208	210
	人日/月	3,983	4,036	3,927	4,088	4,142	4,196
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	1.5	0	1	1	1
	人日/月	16.33	5.33	0	2	1	1
自立訓練(生活訓練)	人/月	8	13	9	18	24	31
	人日/月	123	123	97	140	159	180
就労移行支援	人/月	11	12	12	12	12	12
	人日/月	177	202	213	197	192	188
就労継続支援A型	人/月	76	84	94	91	98	106
	人日/月	1,449	1,636	1,774	1,757	1,886	2,025
就労継続支援B型	人/月	123	148	166	162	177	193
	人日/月	1,945	2,269	2,489	2,457	2,661	2,881
就労定着支援	人/月	0	1	0	3	5	7
療養介護	人/月	14	14	14	14	13	13
短期入所(福祉型)	人/月	35	40	29.67	46	53	62
	人日/月	244	290	241	338	394	460

## ■見込み量の確保策

生活介護については、今後も障害のある人の日中活動の場として、必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、療養介護、短期入所については、広域的なサービス提供事業者の情報を収集し、必要なサービスの利用に対応できるようにするとともに、多様な事業者の参入を促進します。

また、就労系サービス(就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援)については、3市1町自立支援協議会と連携しつつ、ハローワーク、サービス提供事業者、企業、学校等の関係機関とのネットワークの構築を図り、一般就労への移行促進を図ります。また、就労移行した人については、安定した就労を継続して築いていけるよう引き続き支援を行います。

療養介護は長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害者であり、主として大規模な医療機関が実施主体であり既存施設の利用が中心となるため、事業を実施する医療機関との連携により、適切なサービスの提供に努めます。

短期入所(ショートステイ)については、サービス提供体制の充実に努めます。

### 3. 居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者等が自宅で自立した日常生活を営むため、1年間、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害児者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	52	57	59	63	68	73
施設入所支援	人/月	83	82	81	81	80	79

#### ■見込み量の確保策

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。

また、施設入所支援については、支援を必要とする人の利用意向に対応できるよう、事業所における入所状況等の情報収集や利用者への情報提供を行います。

## 4. 相談支援

区分	内容
計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス。
地域定着支援	自宅に一人で生活している障害者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	65	86	109	110	120	131
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	2	3
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	2	3

## ■見込み量の確保策

市内の一般相談支援事業所と特定相談支援事業所間の連携を強化するために、定期的な連絡会の設置を検討し、複数のサービスを利用する場合、サービス内容を適切に組み合わせる等、全体として効果的なサービス提供が行われるよう利用計画の作成支援に努めます。

## 5. 発達障害児者等に対する支援

奈良県では令和元年度より発達障害児者等に対する支援方針として『より身近な地域での支援を充実させるための支援体制の整備』に取り組んでいます。具体的には、お住まいの市町村担当課が一次相談窓口となり、必要な方には専門支援機関である発達障害者支援センターでいあーと連携して、より専門的な相談支援が行えるようにしています。

本市では、社会福祉課障害福祉係が担当窓口となり、随時相談を受け付けています。また、定期的に発達障害者支援センターでいあーより専門職員を招き、市役所内で巡回相談会を行っています。

### (1) 一次相談窓口の相談者数と巡回相談の実施回数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数	人	無	4	2	8	10	12
巡回相談	回	無	1	1	4	4	4

#### ■見込み量の確保策

相談窓口の周知や整備を行うことにより、支援が必要な方がより利用しやすい体制づくりに努めます。また、巡回相談を定期実施することにより、支援の充実および発達障害者に対する理解の促進に努めます。

### (2) パARENTメンターの養成とピアサポート活動

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1	2	2	2
ピアサポート活動への参加人数	人	1	1	1	2	3	4



## ■見込み量の確保策

ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。奈良県では発達障害者支援センターでいあーが事務局としてペアレントメンターの養成・派遣事業を行っております。また、ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、奈良県では各発達障害者当事者の会が同様の活動を行っております。

本市では、希望者がより円滑に事業や活動のことを知り、利用や参加につながるように広報および周知に努めます。

## 6. 精神障害に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障害者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障害やアルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。
精神障害者の地域移行支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の地域定着支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の共同生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の自立生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催	回	3	0	2	2	2	2

■見込み量の確保策

現在、本市では入院患者の退院後の支援に関するケア会議への参加や、連絡会・中和保健所が主催する研修会への参加等により、保健・医療・福祉関係者との連携体制を確保しています。令和3年度以降は、中和保健所、3市1町自立支援協議会とも連携しながら、保健・医療・福祉関係者による協議の場への参加、あるいは設置に努めます。

② 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係者	人	2	0	2	2	2	2
医療機関	精神科	7	0	6	2	2	2
	精神科以外	0	0	0	0	0	0
福祉関係者	人	16	0	4	12	12	12
介護関係者	人	0	0	3	2	2	2
当事者及び家族等	人	2	0	2	2	2	2

■見込み量の確保策

本市では、保健・医療・福祉関係者・当事者および家族等によるケア会議等への参加を継続しつつ、中和保健所や3市1町自立支援協議会での協議を行い、協議の場への参加者の確保に努めます。

### ③ 協議の場における目標設定および評価の実施回数

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
目標設定及び評価の 実施回数	回	0	0	0	0	1	1

#### ■見込み量の確保策

本市では、中和保健所や3市1町自立支援協議会とも連携しながら、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討する中で、目標設定および評価の実施を図ります。

### (2) 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障害者の地域移行 支援（利用者数）	人	1	0	0	1	2	3
精神障害者の地域定着 支援（利用者数）	人	0	0	0	1	2	3
精神障害者の共同生活 援助（利用者数）	人	10	12	16	23	32	45
精神障害者の自立生活 援助（利用者数）	人	0	0	0	1	2	3

#### ■見込み量の確保策

精神障害者各々の個別のニーズや、地域の実情に応じて、退院後の支援体制の維持に努めます。

## 7. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

区 分	内 容
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みをそれぞれ設定します。

### (1) 総合的・専門的な相談支援

#### ■実績と見込み量

区 分	単 位	実 績			見 込 み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ■見込み量の確保策

総合的・専門的な相談支援機能の充実を図るために、一般相談支援事業所について地域の実情に応じた支援員の確保に努めるとともに、基幹相談支援センターの設置を再度検討し、利用意向を受け止められる相談支援体制の整備に努めます。

## (2) 地域の相談支援体制の強化

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	0	0	0	2	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	0	0	0	0	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	0	0	0	0	4	4

### ■見込み量の確保策

市内の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等の連携を強化や、専門的な指導・助言を行うことを目的とした定期的な連絡会の設置に努めます。また、3市1町自立支援協議会、一般相談支援事業所、社会福祉協議会と連携しつつ当該連絡会で協議を行い、基幹相談支援センター設置の再検討も含め、実情に応じた、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保するよう努めます。

## 8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員 の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

区分	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

## (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	6	6	9	9	9	9

## ■見込み量の確保策

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障害福祉サービスの質の向上につなげます。

## (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	2	2	1	2	2	2

## ■見込み量の確保策

障害者自立支援審査支払等システムによる審査基準の厳格化は以前から取り組み、サービスの質の向上に努めています。また、年に2回、関係自治体等と審査結果の共有をする場を設けています。

令和5（2023）年度中には、事業所と結果を共有する場を設けることに努め、より質の高いサービスが提供されるよう取り組みます。

## 9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本市では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

### ■大和高田市が実施する地域生活支援事業

区 分	事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター（機能強化事業を含む）	
任 意 事 業	日常生活支援	日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業 生活支援事業
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション活動事業 自動車運転免許取得・改造助成事業



## 【必須事業】

## (1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## ■見込み量の確保策

引き続き、必要に応じて、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

## (2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## ■見込み量の確保策

近隣市町村と合同で精神障害者家族教室運営負担金を支出する等、引き続き、障害のある人が自発的に行う活動を支援します。

### (3) 相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	4
基幹相談支援センター	設置の有無	0	0	0	0	0	有
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	0	0	0	0	0	有

#### ■見込み量の確保策

市内の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等の連携を強化や、専門的な指導・助言を行うことを目的とした定期的な連絡会の設置に努めます。また、自立支援協議会、一般相談支援事業所、社会福祉協議会と連携しつつ当概連絡会で協議を行い、基幹相談支援センター設置の再検討も含め、実情に応じた、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保するよう努めます（7（1）に同じ）。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ■見込み量の確保策

判断能力に不安がある障害者が自立した生活を安心して送ることが出来るよう、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用つなげます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

### ■見込み量の確保策

当該事業については、奈良県社会福祉協議会が類似の事業を実施しているため、本市では社会福祉法人等へ、研修等への積極的な参加を呼びかけていきます。

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者派遣事業	年間 延派遣回数	340	279	64	280	282	283
要約筆記者派遣事業	年間 延派遣回数	7	8	0	7	7	6
専任手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

### ■見込み量の確保策

手話通訳者、要約筆記者等の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、手話奉仕員の養成講座の社会福祉協議会への委託、県等の開催する研修への参加等により、人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な方への支援の充実を図ります。

## (7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	件/年	9	7	9	10	10	11
自立生活支援用具	件/年	13	11	12	11	11	10
在宅療養等支援用具	件/年	11	11	16	14	15	15
情報・意思疎通支援用具	件/年	9	10	3	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	1,802	1,915	2,136	2,313	2,504	2,712
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	0	3	3	3	3

### ■見込み量の確保策

障害者が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障害の特性に応じた適切な日常生活用具の給付または貸与に努めます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	受講人数	28	21	8	10	15	20

## ■見込み量の確保策

令和2年度から、別々の講座であった入門講座と基礎講座を、一貫して行えるようスケジュールの見直しを行っています。引き続き、聴覚障害のある方との交流活動の促進が期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行い、支援を必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	1,103	1,106	804	1,121	1,137	1,153
	時間/年	13,896	14,326	9,896	14,831	15,355	15,897

## ■見込み量の確保策

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、移動支援サービスの確保を図ります。

## (10) 地域活動支援センター事業

障害のある人が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動および相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人/日	17 (11)	17 (12)	14 (11)	17 (12)	17 (12)	17 (12)

※実績値の（ ）は居住地が大和高田市内の利用者数

### ■見込み量の確保策

引き続き、障害のある人の社会との交流を促進するために、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。

## 【任意事業】

## (1) 日常生活支援

## ① 福祉ホーム事業

住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/月	1	1	1	1	1	1

## ■見込み量の確保策

引き続き、現状のサービスを維持することに努めます。

## ② 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	か所	3	3	4	4	5	5
	人/月	4	6	6	6	7	7

## ■見込み量の確保策

引き続き、現状のサービスを維持することに努めます。

### ③ 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

#### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	か所	24	26	27	28	30	32
	延利用者数	327	337	315	352	367	384

#### ■見込み量の確保策

障害のある人の家族等からのニーズに対応して利用できるよう、必要量の確保に努めます。



## (2) その他の任意事業

その他の任意事業として、次の事業を実施しています。

## ■実績と見込み量

区分			実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
社会参加 促進事業	声の広報等発行事業	利用者数	239	240	240	241	242	243
	朗読奉仕員養成事業	利用者数	0	0	0	1	2	3
	芸術講座開催等事業	利用者数	149	117	336	338	339	340
	生活訓練事業 (療育教室)	利用者数	650	無	無	無	無	無

## ■見込み量の確保策

障害のある人の社会参加に必要な事業のため、現状のサービスを維持することに努めます。



## 第7章 障害児支援の見込みと確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児のライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

## 1. 障害児通所支援、障害児相談支援等

区 分	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

## ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人/月	72	89	73	93	97	102
	人日/月	334	488	408	528	572	620
医療型児童発達支援	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	8	17	0	17	17	17
放課後等デイサービス	人/月	110	132	147	150	171	195
	人日/月	1,134	1,298	1,512	1,453	1,628	1,824
保育所等訪問支援	回数/年	0	2	4	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	27	32	38	43	48	54
医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	1

## ■見込み量の確保策

放課後等デイサービス、障害児相談支援については増加傾向にあるため、事業所等と連携して、ニーズに応じた施設整備や受け入れ体制の充実を図っていきます。

居宅訪問型児童発達支援は、平成30（2018）年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていないことから、引き続き、各事業所に対して提供体制の整備を促します。

医療的ケア等を必要とする障害児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については本計画期間内に1名配置することをめざします。

## 2. 子ども・子育て支援

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実をめざして「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

障害児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童ホーム）等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、その見込み量を次のように設定します。

### ■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所、幼稚園、認定こども園	人	実施	実施	実施	実施	実施	実施
放課後児童健全育成事業	人	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### ■見込み量の確保策

保育所、幼稚園、認定こども園の受け入れ対象となる児童は、集団保育が可能かつ日々通所できる児童であり、放課後児童クラブの受け入れ対象となる児童は、集団活動が可能な児童としています。対象となる児童の受け入れ体制の維持・充実を図っていきます。

## 第8章 計画の推進のために

## 1. 計画の推進体制

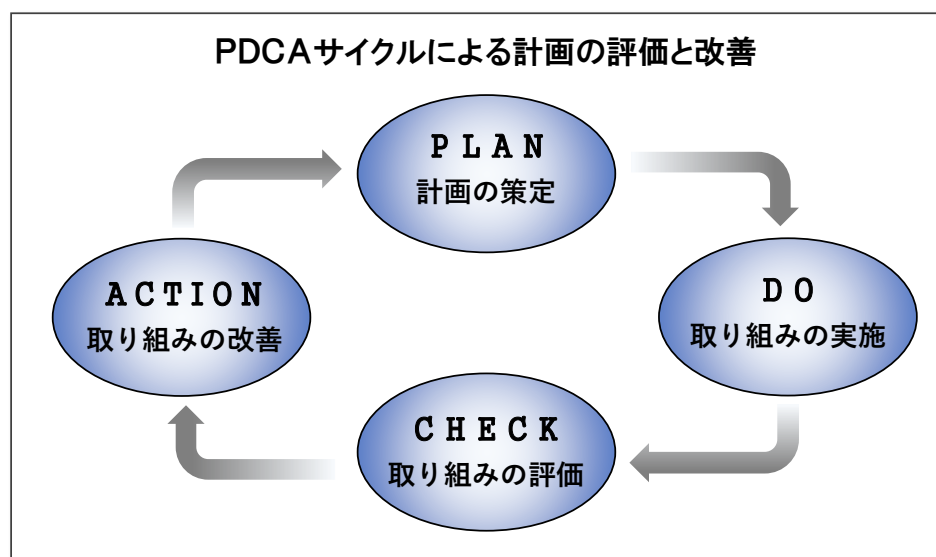
本計画の推進にあたっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

## 2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況および成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況および成果に関する点検・評価については担当課が関係部署と連携して行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、中和地区3市1町障害者自立支援協議会に意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。





## 參考資料

# 1. 大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会設置要綱

平成 20 年 10 月 31 日告示第 92 号  
題名改正〔平成 26 年告示 22 号〕

## (設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく大和高田市障害者福祉基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく大和高田市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定に向けて、障害者その他関係者の意見を求めるため、大和高田市障害者福祉基本計画等意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置する。

一部改正〔平成 23 年告示 106 号・25 年 26 号・26 年 22 号〕

## (所掌事務)

第 2 条 意見交換会は、計画の策定に関して意見を述べるものとする。

全部改正〔平成 26 年告示 22 号〕

## (組織)

第 3 条 意見交換会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町総代連合会が推薦する者
- (2) 障害者団体が推薦する者
- (3) 福祉団体が推薦する者
- (4) 関係行政機関が推薦する者
- (5) 学識経験を有する者

一部改正〔平成 26 年告示 22 号〕

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 意見交換会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、意見交換会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 26 年告示 22 号〕

## (会議)

第 6 条 意見交換会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 意見交換会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 意見交換会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成 26 年告示 22 号〕

## (関係者の出席等)

第 7 条 意見交換会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

一部改正〔平成 26 年告示 22 号〕

(庶務)

第8条 意見交換会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

一部改正〔平成26年告示22号〕

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔平成26年告示22号〕

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成23年10月5日告示第106号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日告示第22号)

この告示は、告示の日から施行する。

## 2. 大和高田市障害者計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

選出範囲	所属	氏名	備考
学識経験を有する者	大和高田市医師会	中谷 晃	会長
町総代連合会が推薦する者	大和高田市町総代連合会	竹島 徹	
福祉団体が推薦する者	大和高田市民生児童委員協議会 連合会	植島 岳之	
障害者団体が推薦する者	大和高田市手をつなぐ育成会	西峯 静代	
	大和高田市身体障害者福祉協会	前川 良弘	
	大和高田市視覚障害者協会	木村 和子	
	大和高田市聴力障害者協会	長谷川 芳弘	
	葛城精神障害者家族会 「すみれ会」	植田 千枝子	
	大和高田市肢体不自由児(者) 父母の会	吉良 万里子	
学識経験を有する者	大和高田市校長会	中本 剛史 (陵西小)	
関係行政機関が推薦する者	大和高田市 福祉部 部長	大中和 彦	副会長

### 3. 策定の経緯

年月日		内 容
令和2年	7月1日	「計画策定のためのアンケート」の実施 (～7月14日まで)
	10月16日	第1回 大和高田市障害者福祉基本計画等 意見交換会 (1) 計画策定の趣旨及び概要 (2) 調査結果報告 (3) 現状と課題の提示
令和3年	1月29日	第2回 大和高田市障害者福祉基本計画等 意見交換会 (1) 素案について
	3月26日	第3回 大和高田市障害者福祉基本計画等 意見交換会 (1) 案について

---

大和高田市  
障害者福祉基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行・編集：大和高田市

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 100 番地 1

TEL 0745-22-1101(代) Fax 0745-43-8468

URL <http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

発行年月：令和3(2021)年3月

---